

第4期日光市地域福祉計画・地域福祉活動計画

(原案)

令和〇年〇月
日光市・日光市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 地域福祉とは	1
第2節 計画策定の背景	2
第3節 計画の位置付け	5
第4節 計画の期間	8
第5節 計画の対象	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	9
第1節 日光市の地域特性	9
第2節 統計から見る現状	12
第3節 各種調査結果から見る現状	21
第3章 計画の目指す方向性	30
第1節 計画が目指すこと	30
第2節 計画の基本理念	34
第3節 基本目標と重層的支援の全体像	35
第4節 施策体系	37
第4章 計画の推進	38
第1節 計画の普及・啓発活動	38
第2節 関係機関間の一体的な連携・協働による計画の推進	39
第3節 計画の進行管理	41
第5章 施策の展開	42
基本目標1 笑顔をつなぎ広げる我が事の人づくり	42
基本目標2 課題を受け止め支援につなげる体制づくり	51
基本目標3 ウエルビーニングを支える地域の基盤づくり	63
第6章 重層的支援体制整備事業実施計画	75
第1節 実施事業	75
第2節 各実施事業の概要と提供体制	76
第3節 推進・事業評価・見直し	81
第7章 各地区的地域福祉活動計画	82
資料	83

第1章 計画の策定にあたって

第1節 地域福祉とは

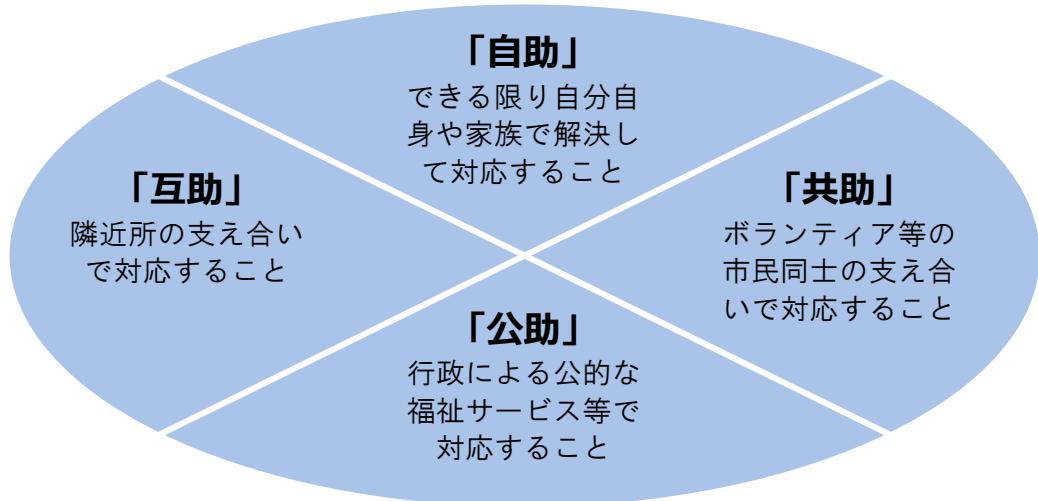
「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、地域の一員として安心して暮らせるよう地域における様々な生活課題について、住民自らが気づき、それを自分たちの問題として考え、問題解決へ向けて取り組むなど「共に支え合う地域社会」を創っていくことです。

近年では、核家族化、非婚化、長寿化による単身世帯の増加、雇用形態やライフスタイルの変化等により、家族、地域、職場等における人との絆が薄れ、孤立する人が増えています。さらに、そこから派生する「ひきこもり」、「ゴミ屋敷」、「差別や偏見」、「自殺」、またこれらが絡み合った複合的な課題に対して、それぞれの地域において当事者や関係団体・地域組織が主体となって解決策を探っていくことが期待されています。

社会福祉法第4条「地域福祉の推進」においては、地域福祉の推進主体と目的が明確に位置付けられており、市民参加によるまちづくりの必要性が示されています。

地域福祉を推進するためには、行政だけではなく、市民、ボランティア団体、民間事業所等市内にいる人全員が一丸となって協力し、課題にあたっていくことが重要となります。そのため、本計画においては、「自助」、「共助（互助）」、「公助」の視点について、次のように定め、それぞれが取り組むべき事項について記載しています。

■■■自助・互助・共助・公助の重層的な対応



第2節 計画策定の背景

全国的に、高齢化、少子化、人口減少、過疎化が深刻化し、地域を支える担い手が減少しています。また、高齢化率の高い地域では、地域社会の存続そのものが危ぶまれています。

一方で、核家族化や家族形態の変化、生活環境の多様化等が進む中で、地域のつながりが希薄化し、経済的困窮や制度の狭間の課題、社会的孤立等、様々な社会問題が顕在化しています。

このような状況下で、地域社会の活力と継続性を確保するためには、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、互いに支え合う地域づくりが不可欠です。特に、孤独・孤立に陥り、社会とのつながりを確保するのが困難な人々を、地域の様々な資源を活用しながら社会の一員として結び付ける取組が重要となります。

日光市においてもこれらの事象は例外ではなく、日光市と日光市社会福祉協議会は連携・協働して、生活に困りごとを抱える人の相談や支援を行ってきました。

一方、地域においても様々な主体により、支援を必要とする人たちへの見守り、声かけ、手助け等支え合いや課題解決を目指した活動がそれぞれの地域で進められてきました。

しかしながら、経済的困窮により最低限の生活を維持できなくなるおそれのある人、長年ひきこもっている人、地域社会から孤立した人等、課題を抱えたまま自ら「SOS」を発信できないケースが顕在化しています。そのため、これまで以上に市民、地域、専門職、団体・行政が協働で課題に向き合い、連携しながら必要なサービスや制度につなげるとともに、地域社会の一員として誰もが活躍できる地域づくりを進めることが求められています。

日光市と日光市社会福祉協議会は、地域福祉の理念と仕組みを示す「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、本市における地域福祉の基本理念と基本目標を共有しつつ、すべての市民が能力や個性を発揮しながら、平穏で幸福に暮らせるよう、人と人とのふれあい、つながることを基本として、困った時に助け合える関係づくりや支え合える地域福祉の推進に取り組みます。

1. 国の動向

地域福祉計画は、平成12年6月公布の社会福祉法改正において「地域福祉計画の策定」が規定されて以降、災害時要援護者支援や社会的孤立等、地域で支援を必要とする人の把握や支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者支援等の事項を盛り込むことが示されました。

その後、平成28年には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、これ以降、現在までに至る地域福祉の考え方の根幹の一つとなっている「地域共生社会」の考え方が示されました。この中で、「地域共生社会」とは「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域と共に創っていく社会」だと示されています。

これ以降、「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法の改正をはじめ、生活困窮者自立支援、子どもの貧困解消対策、孤独・孤立対策、困難な問題を抱える女性への支援、LGBT理解増進、子ども基本法等、多くの法律が施行されています。

また、令和3年4月施行の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律に地域福祉の推進に必要な環境を一体的かつ重層的に整備する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

■■■国の主な動き

国 の 動 き	
平成12年	◆ 「社会福祉法」改正
平成28年	◆ 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定
平成29年	◆ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布（社会福祉法一部改正） ◆ 厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」別紙「地域福祉計画策定ガイドライン」
平成30年	◆ 厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」
令和2年	◆ 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布
令和4年	◆ 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 ◆ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 ◆ 「子ども基本法」公布
令和5年	◆ 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定 ◆ 「孤独・孤立対策推進法」公布 ◆ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」公布 ◆ 「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布
令和6年	◆ 「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」公布（子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正）

2. 県の動向

栃木県は、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、令和3年度から令和8年度を計画期間とする「栃木県地域福祉支援計画（第4期）」を策定し、「オール“とち”ぎ」で「“まる”ごと」取り組む『とちまる地域共生社会の実現』～住民が互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり～を計画の目指す姿に掲げ、地域福祉の推進に取り組んでいます。

3. 市の動向

本市では令和4年3月に、日光市社会福祉協議会と共に「第3期日光市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。この計画では「市民が“ニッコリ”助け合い、“心を感じるまち”日光」を基本理念に、本市の地域福祉の推進に取り組んできました。

第3節 計画の位置付け

1. 法的根拠

第4期日光市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けます。また、第4期日光市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）は、社会福祉法第109条の規定に基づく「地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画」として位置付けます。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2. 関連計画との整合

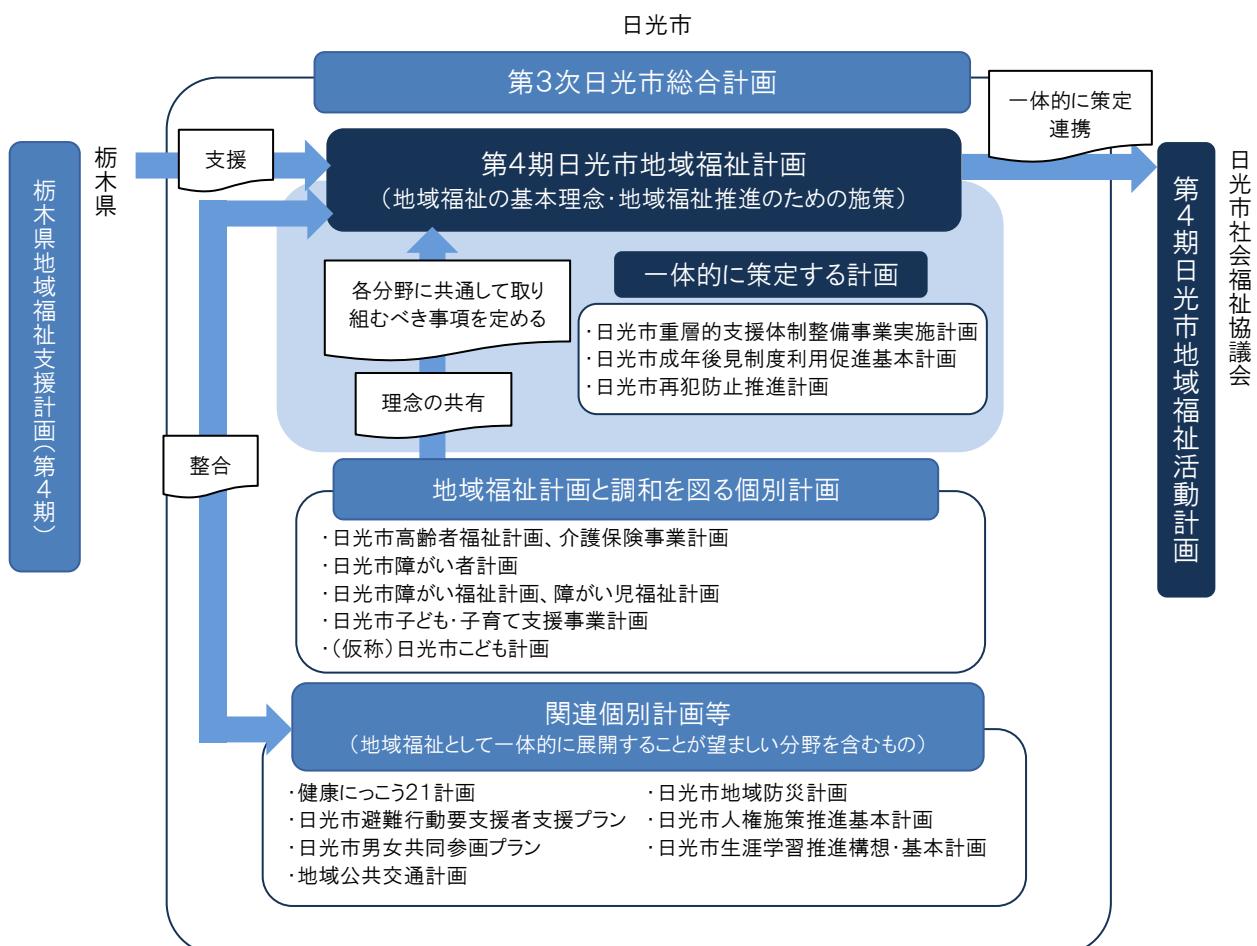
地域福祉計画は、市政経営の基本方針である「日光市総合計画」のもと、日光市の福祉分野に関する各種計画の「上位計画」として、地域福祉の推進における理念や基本的な方向を明らかにするものです。

また、県内市町の地域福祉の推進に関する取組のガイドラインとなる「栃木県地域福祉支援計画」との整合を図ります。

さらに、地域福祉推進の中心的な担い手である日光市社会福祉協議会が主となり策定する地域福祉活動計画は、市民・民間団体等が主体となって取り組む行動計画であり、日光市社会福祉協議会総合推進計画や毎年度の事業計画書との整合を図るもので

す。なお、本計画は社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯防止推進法第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」を含むものとして策定します。

■ ■ 関連計画との整合



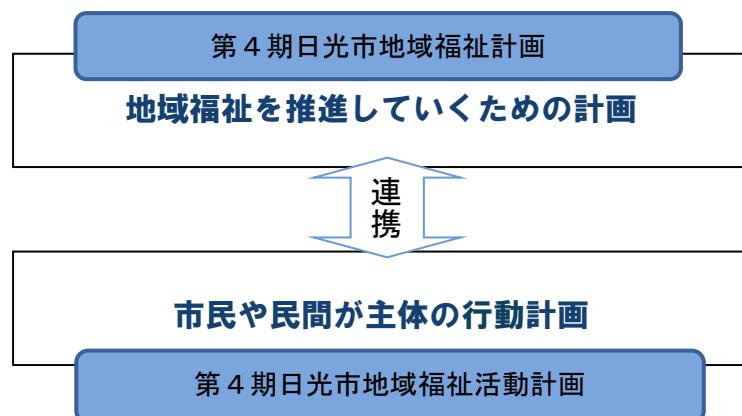
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置付け

「地域福祉計画」は、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、日光市総合計画に基づく方針や施策と、福祉分野の個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、地域福祉推進を図るための個別施策を計画化するものです。

また、「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」と連携・協働し、福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、NPO法人等の民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間活動の自主的な行動計画を取りまとめたものです。

日光市と日光市社会福祉協議会は、計画推進の効果をあげるために、地域福祉の理念と共通の取組を示す「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。また、本市における地域福祉の基本理念と基本目標を共有しつつ、すべての市民が平穏で幸福に暮らせるよう、人と人とのふれあい、つながることを基本として、困った時に助け合える関係づくりや支え合える地域福祉に取り組みます。

■ ■ 「第4期日光市地域福祉計画」と「第4期日光市地域福祉活動計画」の捉え方



第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

■■計画期間

年度	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
総合計画基本構想				第2次(H28～R7)				第3次(R8～R17)	
〃 基本計画				第2次後期基本計画(R4～R7)				第3次前期基本計画(R8～R12)	
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画				第3期(R4～R7)				第4期(R8～R12)	
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期(R3～R5)			第9期(R6～R8)					
障がい者計画				第3期(R3～R8)					
障がい福祉計画	第6期(R3～R5)			第7期(R6～R8)					
障がい児福祉計画	第2期(R3～R5)			第3期(R6～R8)					
(仮称)こども計画						第1期(R8～R11)			
子ども・子育て支援事業計画		第2期(R2～R6)			第3期(R7～R11)				

第5節 計画の対象

本計画の対象者は、日光市に住むすべての市民となります。

その中では、生活に支援を必要とする高齢者や障がい者、またその人のご家族、子育て中の人们はもちろんのこと、年齢、性別、国籍等に関わりなく、地域に住むすべての人が対象となります。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

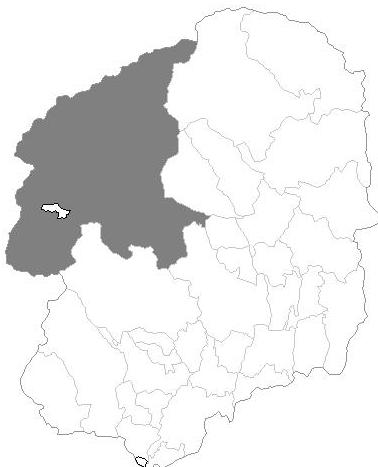
第1節 日光市の地域特性

1. 地理

日光市は、栃木県の北西部の場所にあり、群馬県、福島県に接し、東京から約120kmに位置しています。平成18年3月、今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村の2市2町1村の合併により、面積約1,450km²で栃木県の約4分の1を占める広大な市となりました。

地形は市街地が多くある標高200mほどの平坦地域から、2,000mを超す山岳地域まで大きな起伏があり、四季を通じて変化に富んだ多様で美しい自然環境が形成されています。北部から南西部にかけて山岳地帯が広がり、総人口の8割以上が市の南東部を中心とした地域に居住しています。

住民が日常生活を営んでいる地域（介護保険法に定める日常生活圏域）は13圏域に分かれています。地理的要因も深く起因し、地区別の特色が豊かです。



2. 交通

市域が広大である日光市において、交通手段の確保は生活の上で重要なものとなっています。市内の交通機関を見ると、鉄道は、JR、東武鉄道、野岩鉄道、わたらせ渓谷鐵道の計4社5路線が通っており、市内に28駅と、県内でも駅数の多い市となっています。

バスは、路線バスが20路線、市営バスが10路線と3地域、地域内交通が1地域、その他隣接市町の公営バスやスクールバス等が運行されています。

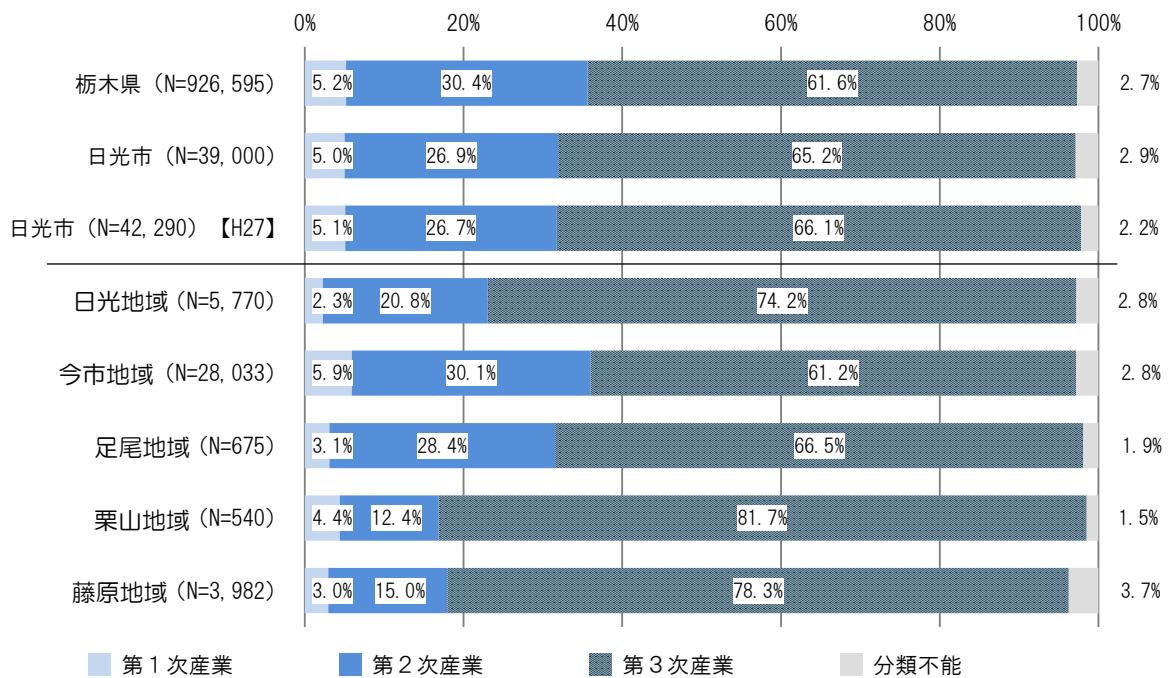
古くからの観光の名所である日光地域や市の中心地区である今市地域へのアクセスは良好ですが、幹線道路や鉄道駅から離れると交通手段が少なく、広い市域の中で日常生活の不便さが地区によって存在します。

3. 産業・居住生活

産業別就業者割合を見ると、本市では第3次産業が65.2%で、県の同産業割合61.6%よりも多くなっています。特に、日光地域・栗山地域・藤原地域では第3次産業の割合が70%以上で特に多くなっています。また、今市地域では第1次・第2次産業が、足尾地域では第2次産業の割合が他の地区に比べて多くなっています。

なお、市全体の就業者数は平成27年から令和2年にかけておよそ3,000人の減少となっています。

■ 産業別就業者割合



資料：国勢調査（令和2年）

関連施設の状況を見ると、教育機関や医療機関は今市地区や大沢地区、日光地区に集中していることがわかります。

■■■関連施設等の状況

	今市地区	落合地区	豊岡地区	大沢地区	塩野室地区	日光地区	中宮祠地区	小来川地区	藤原地区	三依地区	足尾地区	栗山地区	湯西川地区	日光市
保健・福祉センター	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	1	0	6
公民館	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	14
幼稚園・保育園	8	3	1	3	0	4	1	1	3	1	1	1	0	27
小学校	4	2	2	3	1	1	1	0	2	1	1	0	1	19
中学校	2	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	12
高校	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
特別支援学校	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
警察署・交番・駐在所	2	2	1	2	1	4	2	1	3	1	1	1	1	22
都市公園	22	1	7	1	1	18	0	0	10	0	0	0	0	60
医療機関	34	3	5	18	3	17	1	1	7	1	4	2	1	97

資料：市データ及び県ホームページ（令和7年4月）

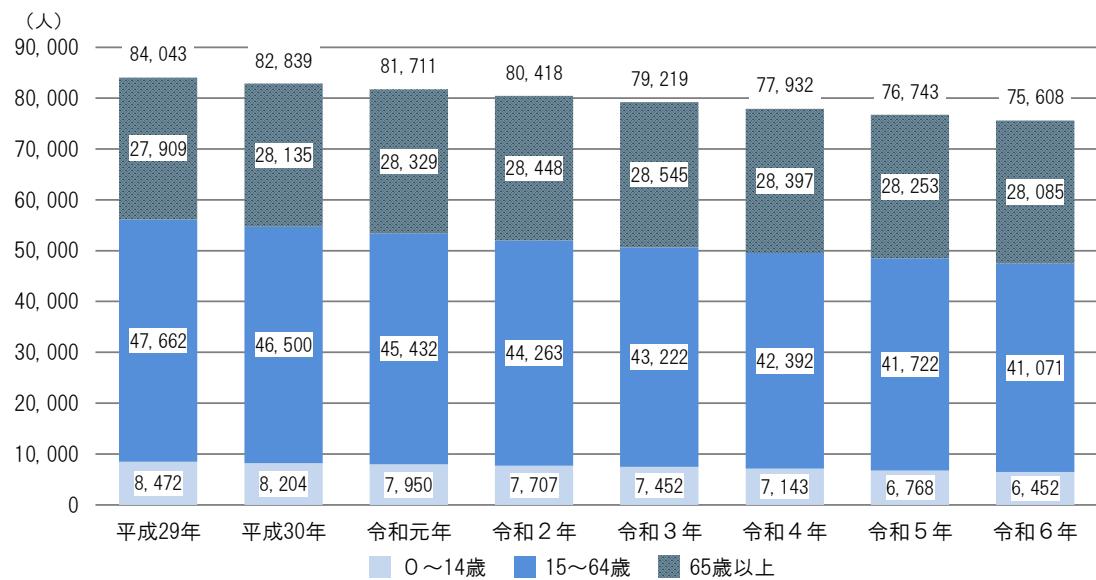
第2節 統計から見る現状

1. 人口の状況（市全体）

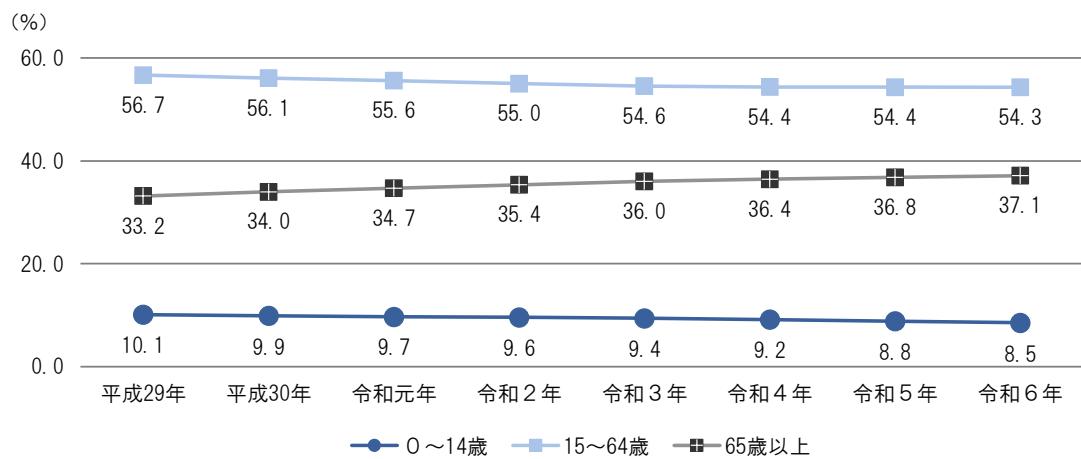
総人口は年々減少しており、平成29年から令和6年にかけておよそ8,400人の減少となっています。

年齢3区分別で見ると、64歳以下の人口が減少しています。65歳以上の人口については、令和3年にピークを迎えた後減少に転じています。

■ 年齢3区分別人口の推移



■ 年齢3区分別人口割合の推移



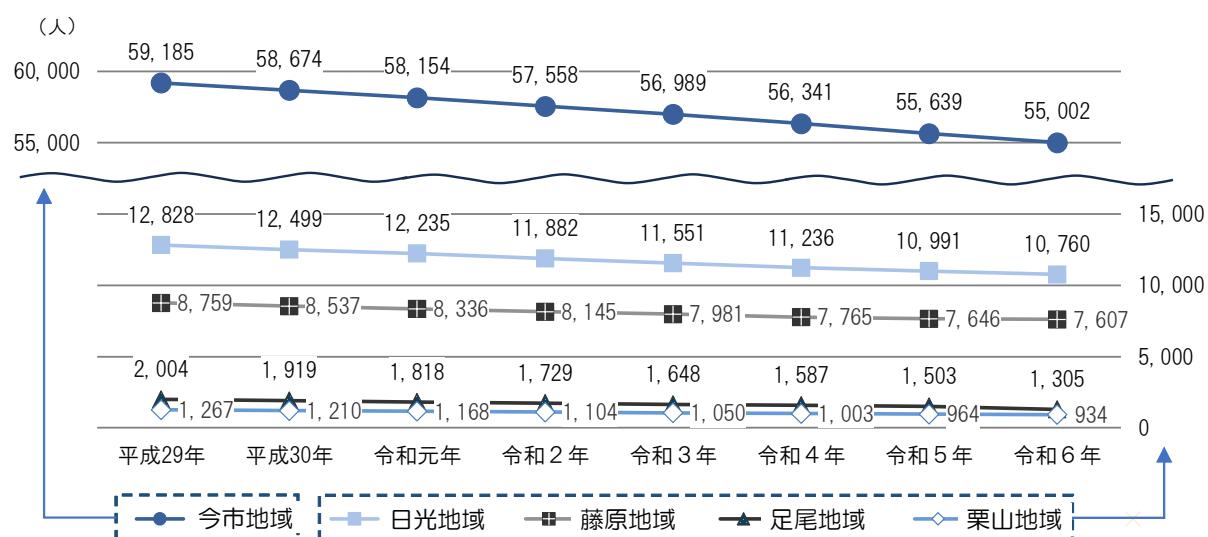
資料：住民基本台帳（各年10月時点）

2. 人口の状況（地域別）

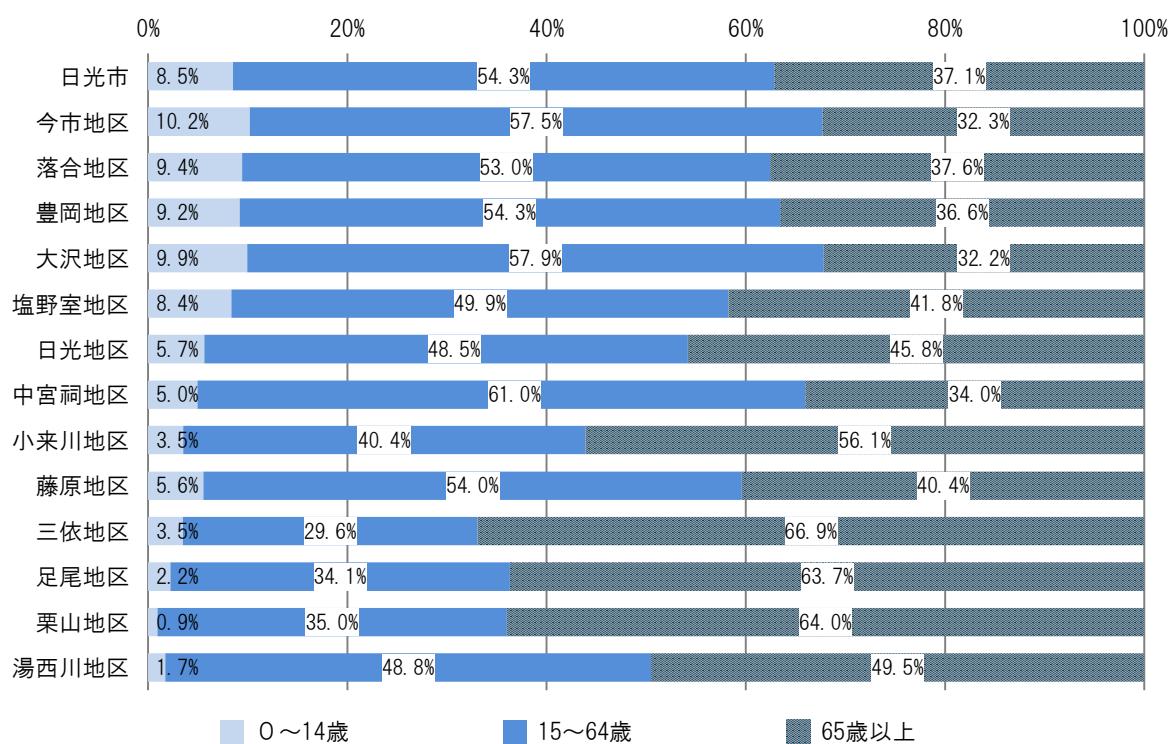
地域ごとの人口を見ると、すべての地域で人口が減少しています。特に足尾地区では、平成29年から令和6年にかけて3割以上減少しています。

年齢3区分別の割合を見ると、小来川地区、三依地区、足尾地区、栗山地区では65歳上の人団割合が半数以上となっています。

■ 地域ごとの人口の推移



■ 地区ごとの年齢3区分別人口割合（令和6年）



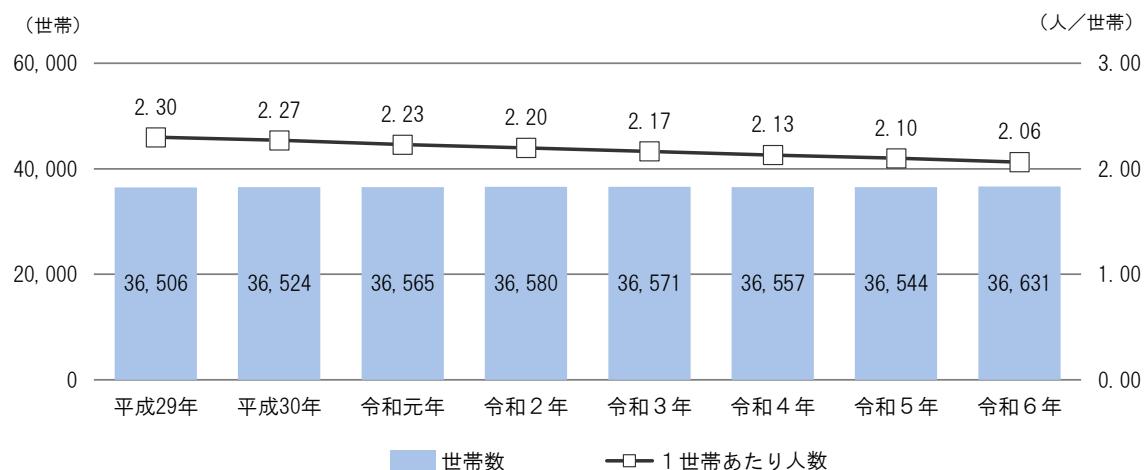
資料：住民基本台帳（各年10月時点）

3. 世帯の状況

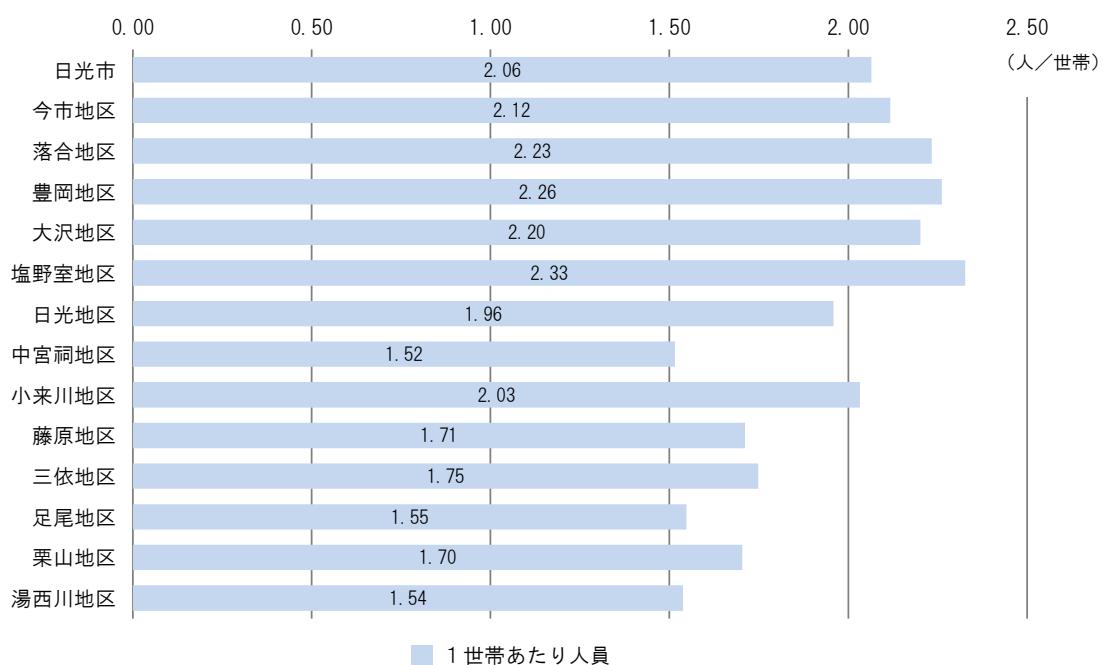
世帯数を見ると、年々緩やかに増加しています。一方で1世帯あたり人員は一貫して減少しており、令和6年時点では2.06人となっています。

また、地区別の1世帯あたり人員を見ると、中宮祠地区、湯西川地区と足尾地区で1世帯あたり人数1.6人を下回っています。

■ 一般世帯数と1世帯あたり人員の推移



■ 地区別の1世帯あたり人員



資料：住民基本台帳（各年10月時点）

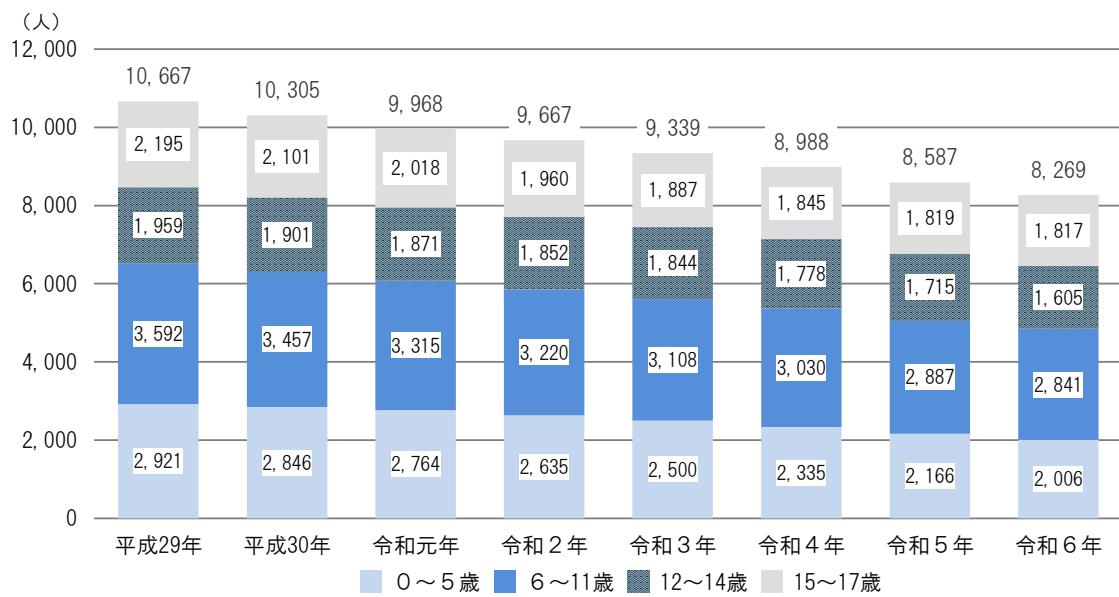
4. こどもを取り巻く状況

こどもの人数の推移を見ると、いずれの年代も減少傾向にあり、令和6年には8,500人を下回っています。

出生数を見ると、減少傾向にあり、令和5年には257人となっています。

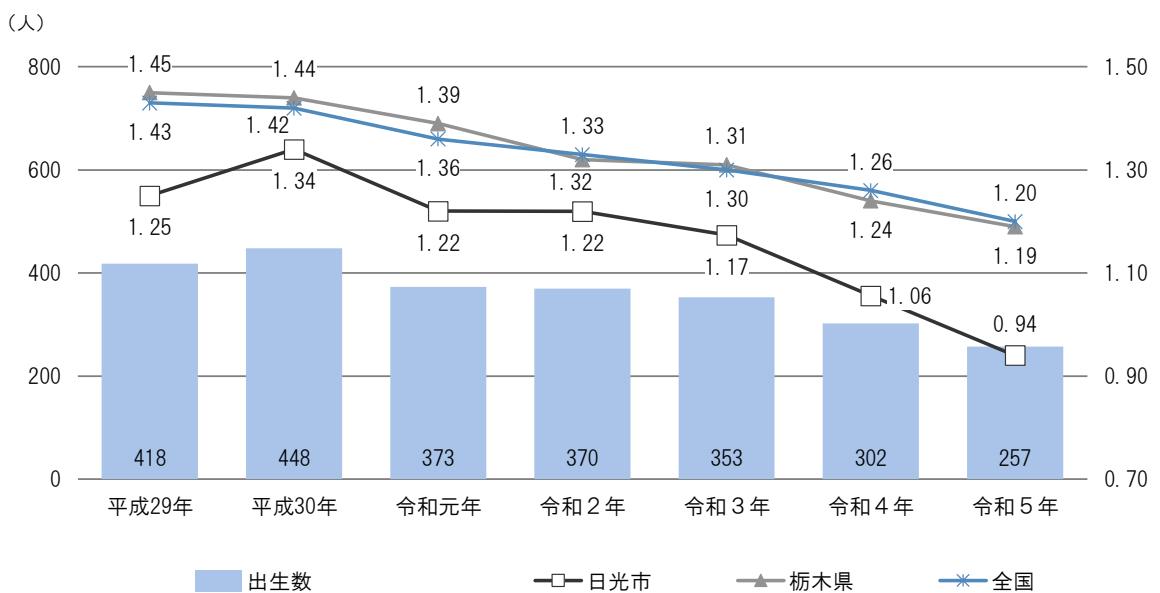
合計特殊出生率を見ると、国や栃木県の水準よりも低く、低下傾向にあります。

■■ こどもの人数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月時点）

■■ 出生数と合計特殊出生率の推移



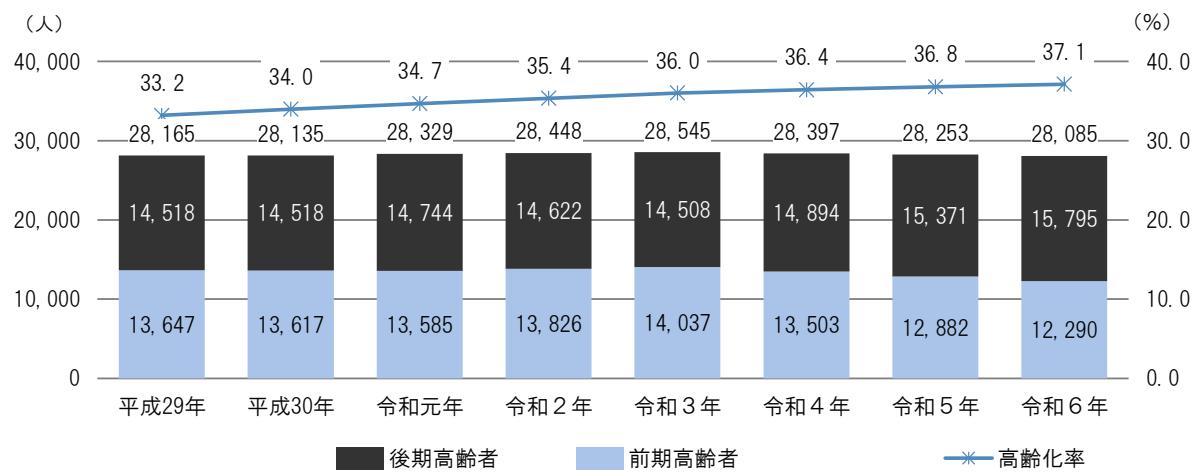
資料：毎月人口調査（出生数）、栃木県保健統計年報（市合計特殊出生率）、人口動態調査（国・県合計特殊出生率）

5. 高齢者を取り巻く状況

年齢別高齢者数の推移を見ると、前期高齢者は年によって増減があるものの1万人台前半で推移しています。後期高齢者は令和5年に15,000人を上回り、概ね増加傾向にあります。

高齢化率は令和6年時点で37.1%となっています。

■ 年齢別高齢者数の推移

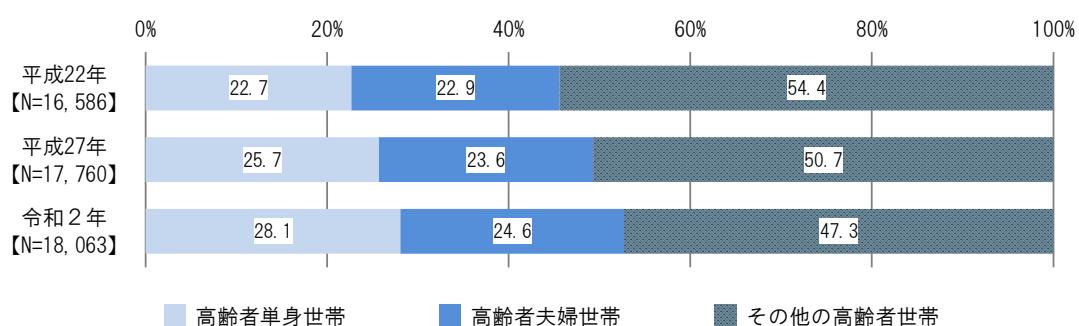


資料：住民基本台帳（各年10月時点）

高齢者世帯数の推移を見ると、平成27年から令和2年にかけて約300世帯増加しています。

また、内訳では「高齢者単身世帯」や「高齢者夫婦世帯（65歳以上の夫と60歳以上の妻のみからなる世帯）」が増加しており、高齢者がいる世帯の2つに1つは単身世帯または高齢者夫婦世帯となっています。

■ 高齢者がいる世帯数とその内訳の推移



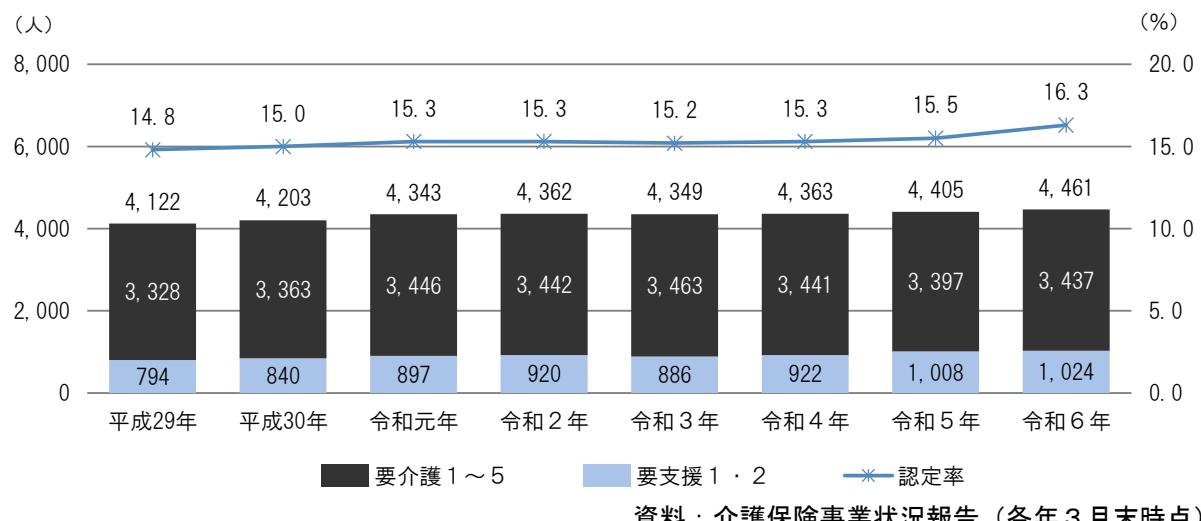
資料：国勢調査

6. 支援を必要とする人の状況

(1) 要支援・要介護認定の状況

要支援・要介護者及び認定率の推移を見ると、後期高齢者が増加する中、令和3年以降いずれも上昇・増加しています。

■■要介護認定者及び認定率の推移

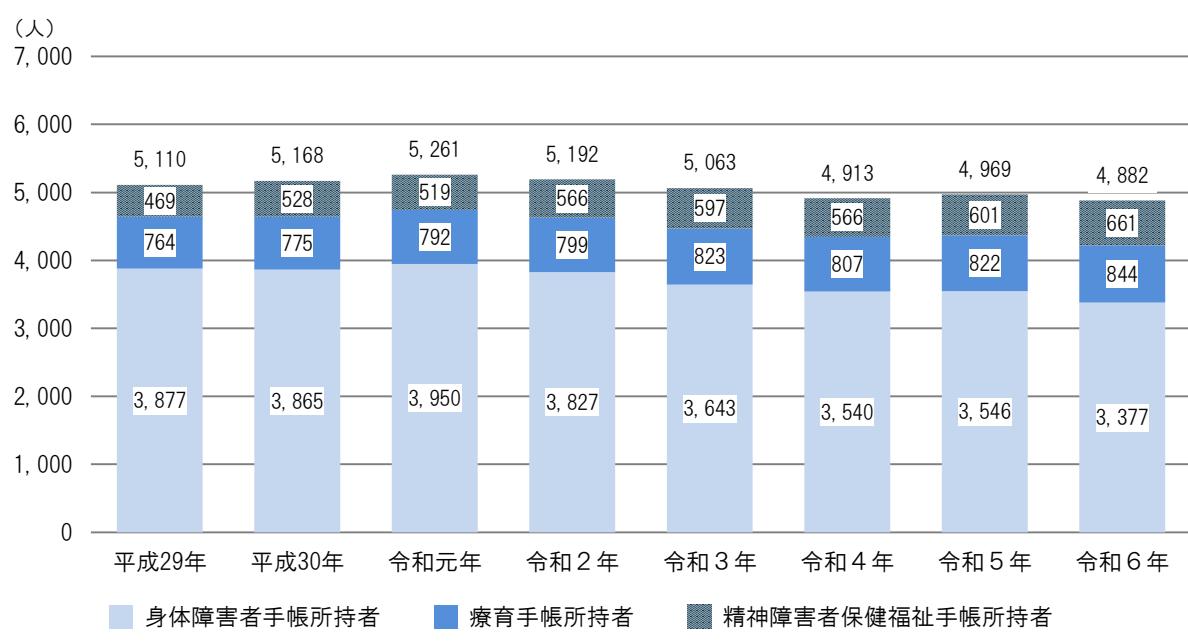


資料：介護保険事業状況報告（各年3月末時点）

(2) 障がい者の状況

障害者手帳所持者数の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にある一方、療育手帳所持者数・精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

■■障害者手帳所持者数の推移



資料：市データ（各年4月時点）

(3) 成年後見制度の状況

重度の認知症、知的障がいまたは精神障がいにより判断能力が不十分で申し立てを行う親族がいない人を対象に市長が審判の請求を行う「市長申し立て」件数の推移を見ると増加傾向となっています。

また、法人後見事業の受任件数は年平均 20 件となっています。

■■成年後見制度「市長申し立て」件数

	(件)							
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
高齢者関係	4	2	5	8	11	7	12	21
障がい者関係	0	0	0	2	0	0	1	1

資料：高齢福祉課・社会福祉課（各年度）

■■社会福祉協議会法人後見事業の受任件数

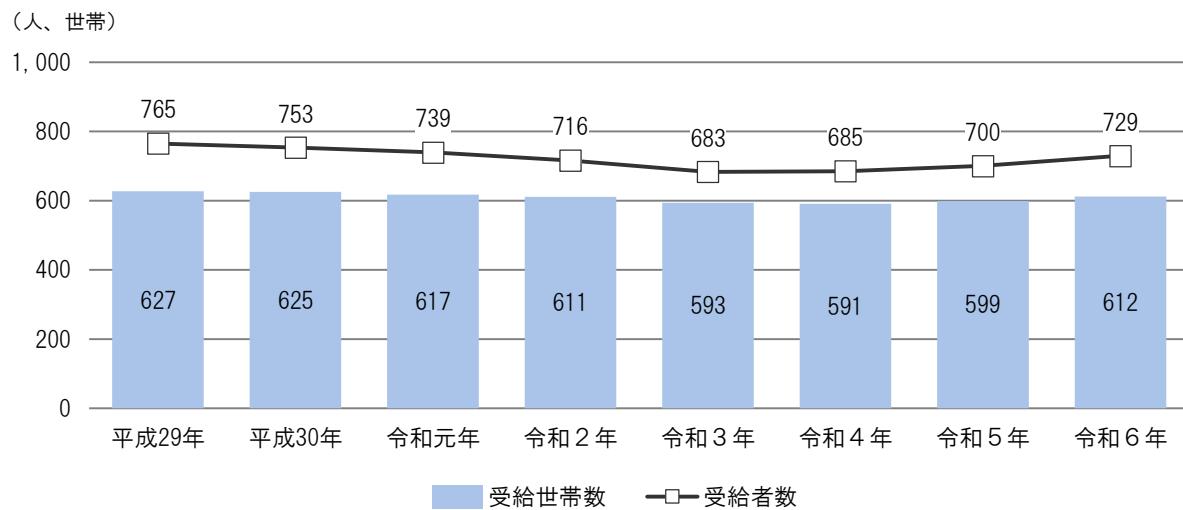
	(件)							
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
年度末受任件数	13	15	19	23	20	20	20	26

資料：日光市社会福祉協議会（各年度）

(4) 生活保護受給世帯数及び受給者数

生活保護受給世帯及び受給者数は、平成 27 年度（665 世帯・845 人）をピークに緩やかに減少していましたが、近年では増加傾向にあります。

■■生活保護受給世帯及び受給者数の推移



資料：各年度末時点

7. 地域の活動状況

(1) 民生委員・児童委員の相談支援活動件数

民生委員・児童委員の相談支援活動件数は、減少傾向にあります。背景には、市民アンケート調査結果において地域包括支援センターの認知度が上がっていることから、高齢者に係る相談について民生委員・児童委員を介さず直接地域包括支援センター等の相談機関へ相談するケースが増えていることが考えられます。

■■ 民生委員・児童委員の相談支援活動件数

	(件)							
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
高齢者に関すること	4,202	4,385	4,340	3,992	3,980	4,198	3,261	2,967
障がい者に関すること	229	190	182	247	211	128	96	173
こどもに関すること	762	675	583	636	535	689	589	467
その他	948	993	862	784	774	836	660	838
合計	6,141	6,243	5,967	5,659	5,500	5,851	4,606	4,445

資料：社会福祉課（各年度）

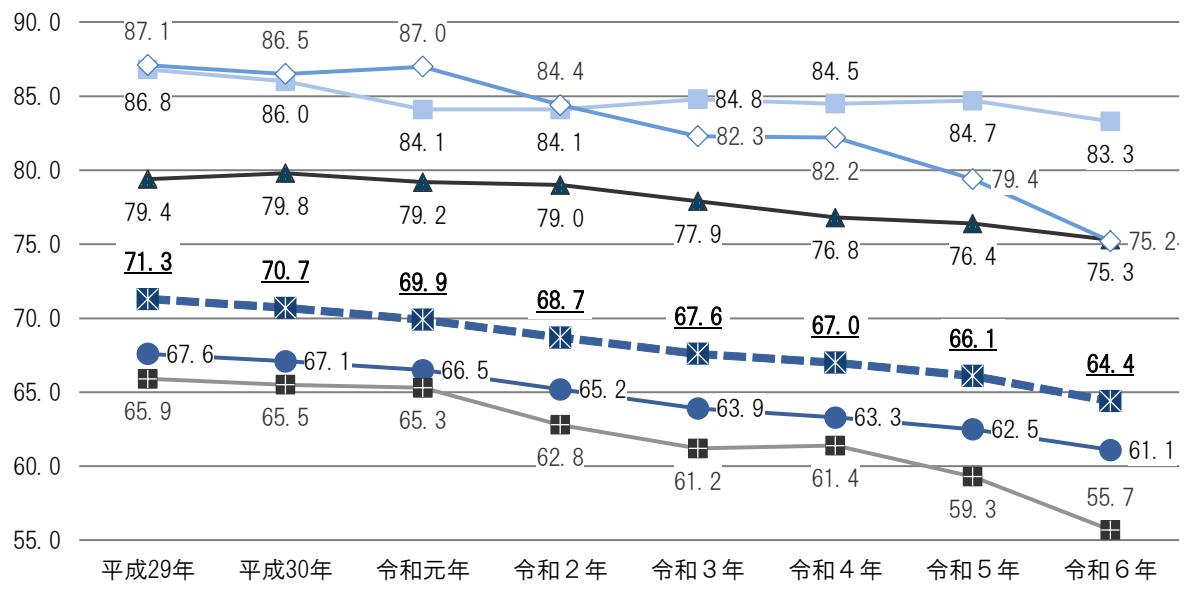
(2) 自治会加入率

自治会加入率は、どの地域も低下傾向にあり、特に栗山地域・藤原地域で平成 29 年から令和 6 年にかけて 10 ポイント以上低下しています。

市全体では、7 割を下回っている状況が続いています。

■■ 自治会加入率の推移

(%)



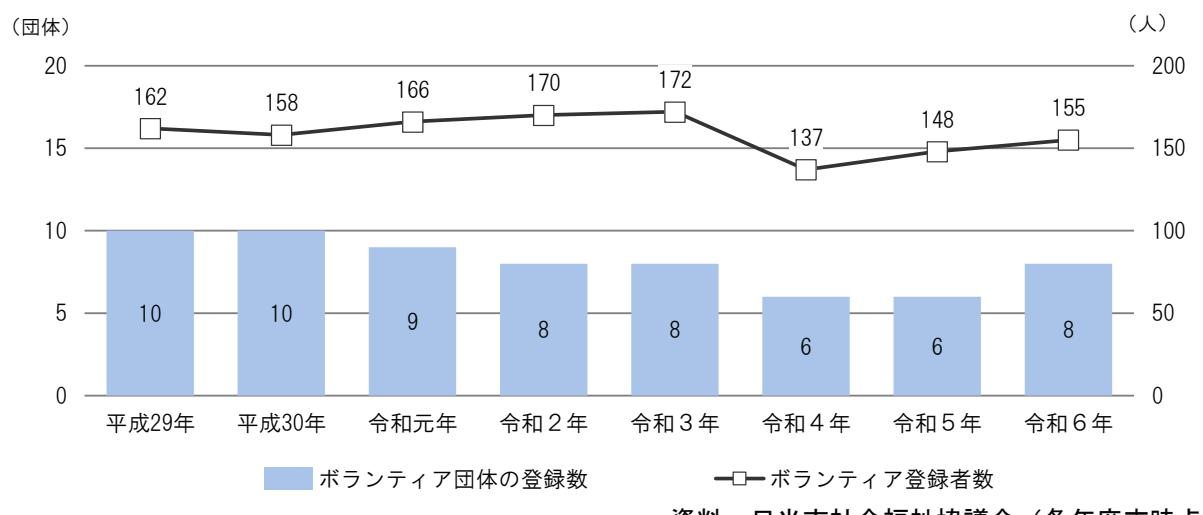
● 今市地域 ■ 日光地域 □ 藤原地域 ▲ 足尾地域 ◆ 栗山地域 × 市全体

資料：地域振興課（各年 4 月 1 日時点）

(3) ボランティア団体の登録数及びボランティア登録者数

ボランティア団体の登録数及びボランティア登録者数は、令和4年にいずれも減少しましたが、直近の2年間は回復傾向にあります。

■■ボランティア団体数及び登録者数の推移

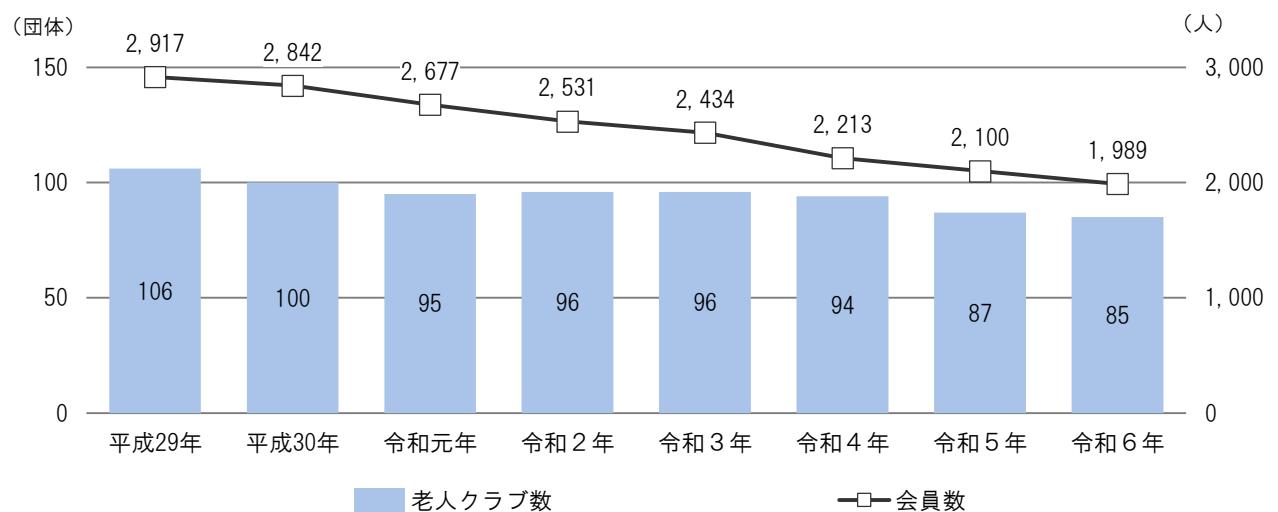


資料：日光市社会福祉協議会（各年度末時点）

(4) 老人クラブ数及び会員数

高齢者数が増加している一方で、老人クラブ数及び会員数は、共に年々減少しています。

■■老人クラブ数及び会員数の推移



資料：日光市社会福祉協議会（各年度末時点）

第3節 各種調査結果から見る現状

1. アンケート調査結果

(1) 調査概要

調査地域：日光市全域

調査対象：住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の18歳以上の男女3,000人
及び地域活動を行っている市内事業所・団体

調査期間：令和6年11月5日～11月21日

調査方法：郵送配布・郵送回答または、Web回答

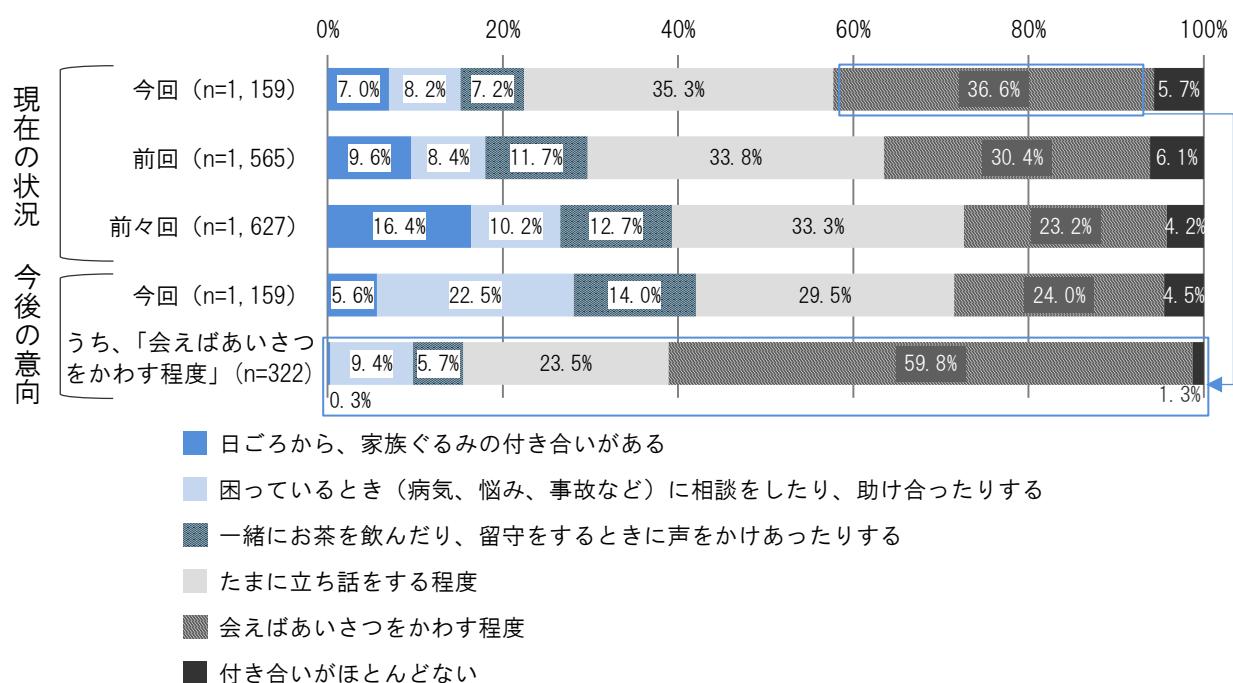
回収結果：〔18歳以上市民〕回収数1,159件／配布数3,000件（回収率38.6%）
〔市内事業所・団体〕回収数56件／配布数91件（回収率61.5%）

(2) 近所付き合いの状況と今後の希望について

前回調査（令和元年度）からコロナ禍を経て、近所付き合いが希薄になっています。特に、「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあったりする」が低下しており、「会えればあいさつをかわす程度」が上昇していることから、コミュニケーションが希薄になっていると考えられます。

今後の意向を見ると、「困っているときに相談したり、助け合ったりする」が22.5%と、現在の状況と比較して多くなっています。

また、現在「会えればあいさつをかわす程度」の人における今後の意向を見ると、「日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」から「たまに立ち話をする程度」までを合わせると約4割程度となっています。「会えればあいさつをかわす程度」と回答した人も今後付き合いを深めていきたい意向がみられます。

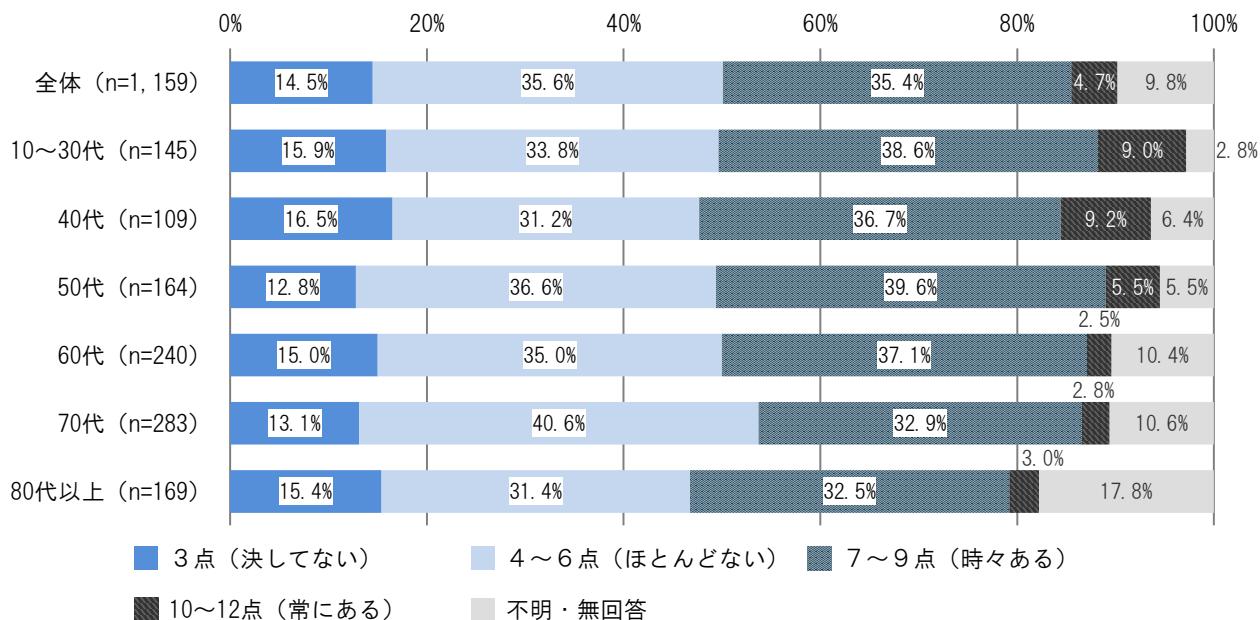


※経年変化を見るために、「その他」「不明・無回答」は除いて集計しています。

(3) 孤独感の状況について

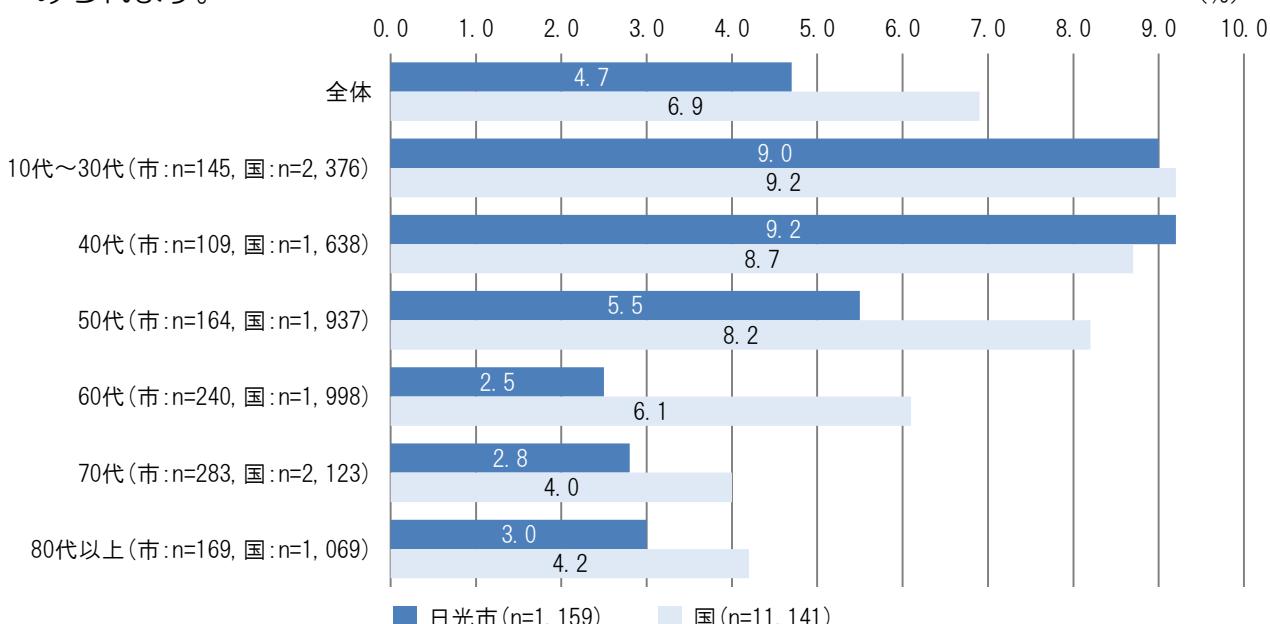
孤独・孤立の度合いを示す「孤独感尺度」について、全体では「7～9点（時々ある）」が35.4%、「10～12点（常にある）」が4.7%となっています。

年代別に見ると、40代以下の比較的若い世代で「孤独感尺度」が高くなっています。



「孤独感尺度」が「10～12点（常にある）」となった割合について、「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年実施）」の結果と比較すると、全体では日光市は国と比較して2.2ポイント低くなっています。

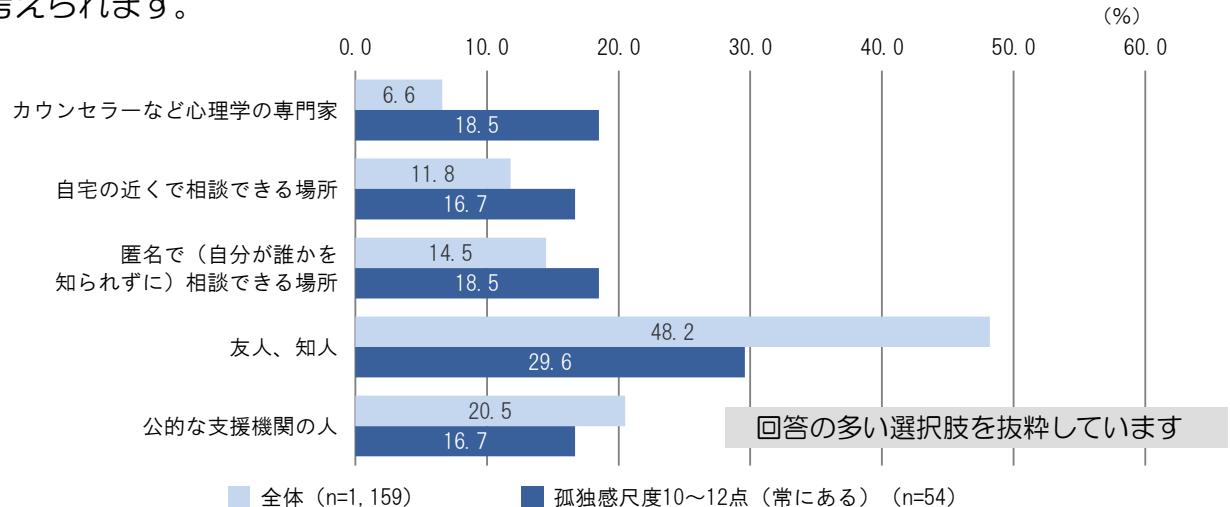
一方で、10～30代・40代については、国と同程度、孤独・孤立を抱えている人がみられます。



「孤独感尺度」は、「人とのつきあいがない」「取り残されている」「孤立している」の3項目について、「常にある」を4点、「時々ある」を3点、「ほとんどない」を2点、「決してない」を1点として、合計数値を算出しています。

相談支援について、全体の結果と「孤独感尺度」が高い人の結果を比べて見ると、孤独感尺度が高い人では「カウンセラーなど心理学の専門家」「自宅の近くで相談できる場所」が比較的高く、きめ細かい支援が求められています。

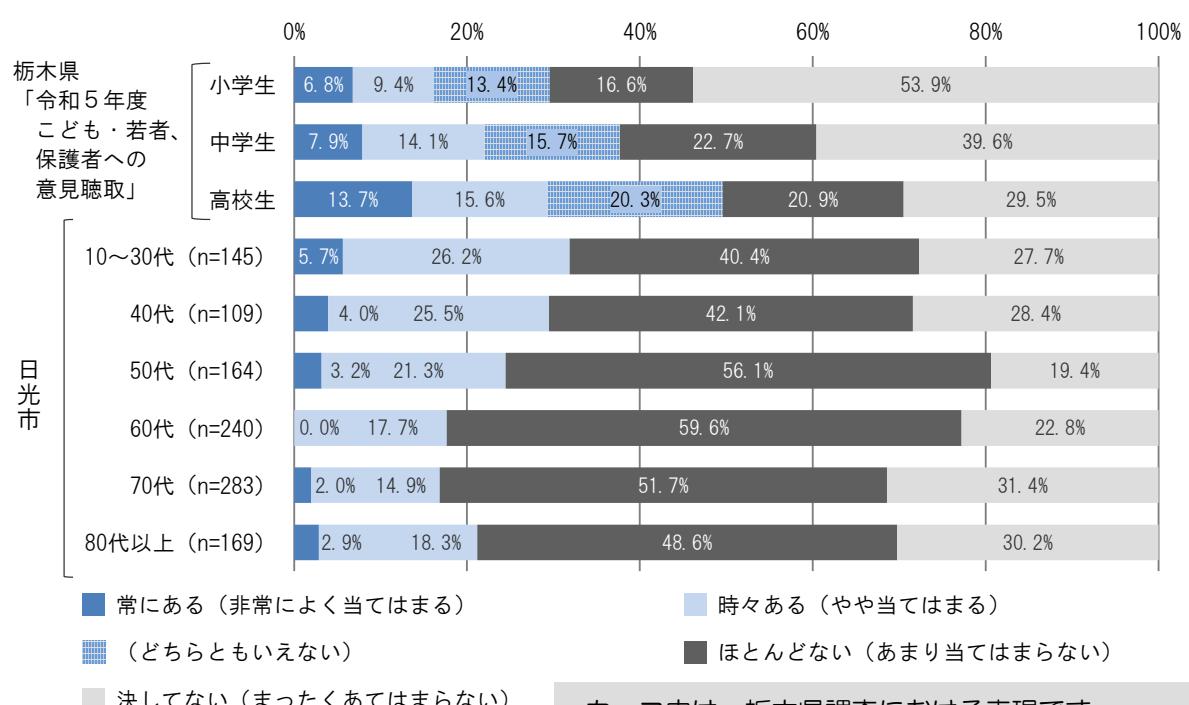
一方で、「友人、知人」「公的な支援機関の人」は全体より孤独感尺度が高い人で低く、友人、知人を頼るのが難しいケースや、公的な支援が行き届いていないケースが課題と考えられます。



■ ■ (参考) こども・若者の孤独感について (栃木県調査より)

「孤独感尺度」を構成する要素のうちの1つである、「自分は取り残されていると思うか」について、「栃木県『令和5年度こども・若者、保護者への意見聴取』」の結果を見ると、特に高校生世代では「非常によく当てはまる」が多くなっています。

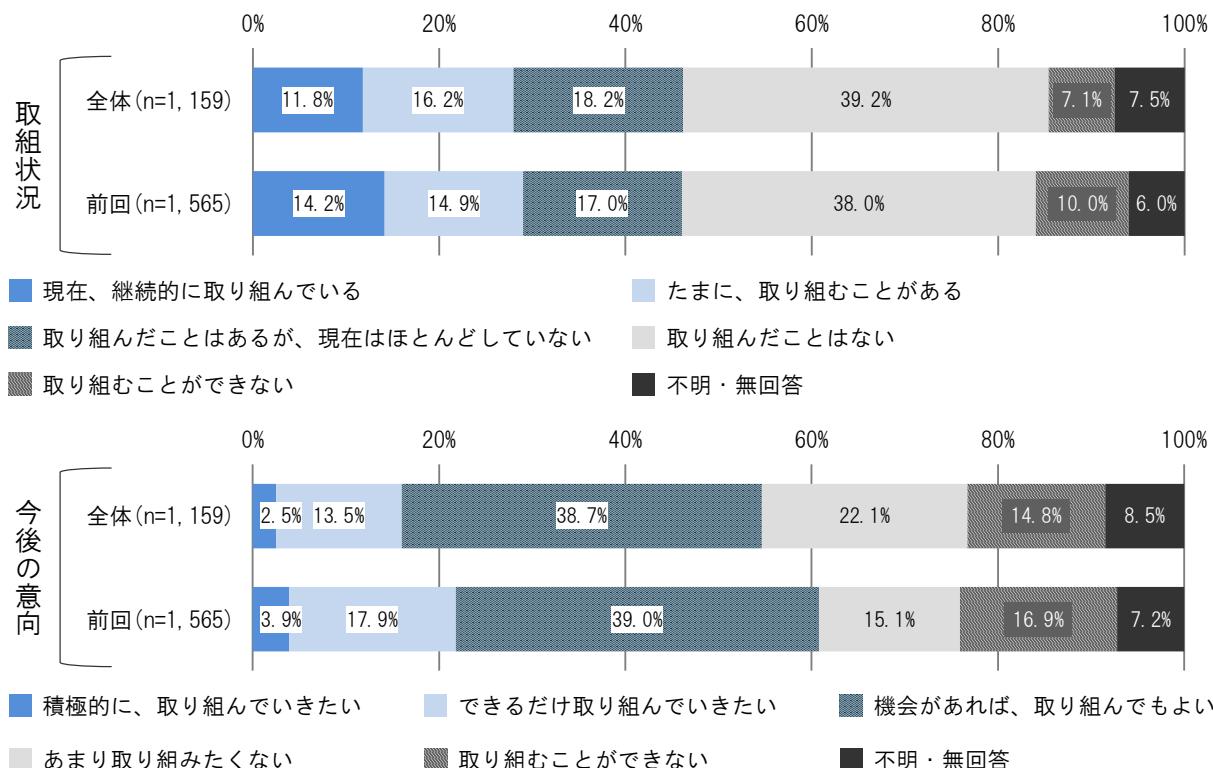
対象地域や選択肢の表現が異なるため単純な比較はできないものの、大人と同様に、こども・若者においても孤独感が課題となっていることが伺えます。



(4) 地域活動やボランティア活動等について

地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等への取組状況について見ると、取組状況は大きな変化がみられません。

一方で、今後の意向は前回調査から「できるだけ取り組んでいきたい」が減少し「あまり取り組みたくない」が増加していることから、活動意向が低下していると考えられます。

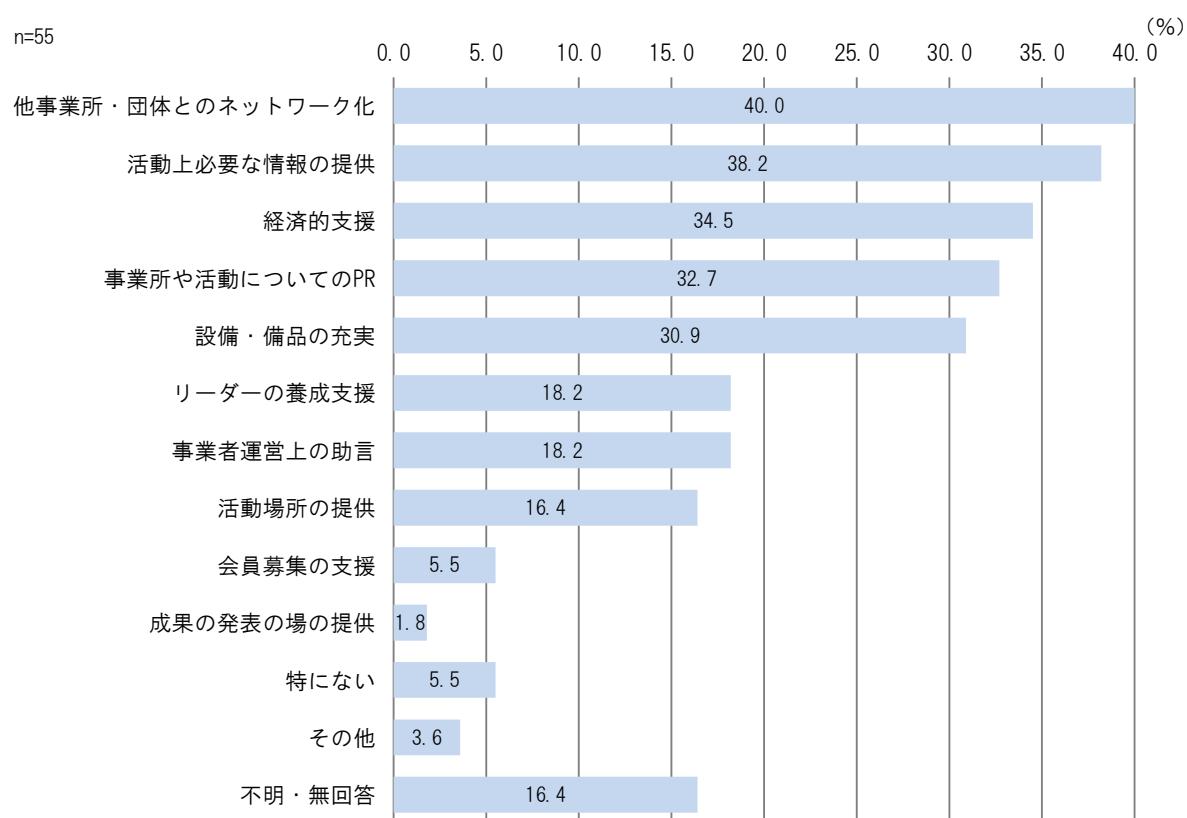


現在活動していない理由について見ると、全体では「時間がない」「仕事・家事・育児などの都合で機会がない」が2割台となっています。

年代別に見ると、若い世代ほど「時間がない」「興味がない」が多くなっています。

		%	自治会等の組織に入っていない	仕事・家事・育児などの都合で機会がない	参加方法がわからない	時間がない	興味がない	体調がすぐれない	特にない
年代別	全体 (n=747)	11.0	24.4	12.2	24.5	13.3	17.7	15.0	
	10代～30代 (n=114)	7.0	26.3	15.8	41.2	28.9	7.0	17.5	
	40代 (n=75)	22.7	45.3	14.7	42.7	16.0	8.0	12.0	
	50代 (n=113)	12.4	37.2	12.4	38.1	11.5	8.8	16.8	
	60代 (n=131)	9.9	36.6	17.6	22.1	10.7	15.3	12.2	
	70代 (n=168)	9.5	11.9	9.5	14.3	10.1	27.4	16.7	
	80代以上 (n=122)	9.0	2.5	5.7	3.3	5.7	31.1	13.9	

事業所・団体調査における、事業所・団体が活動していく上で市に望むことについて見ると、「他事業所・団体とのネットワーク化」が40.0%と最も多く、次いで「活動上必要な情報の提供」が38.2%、「経済的支援」が34.5%となっています。



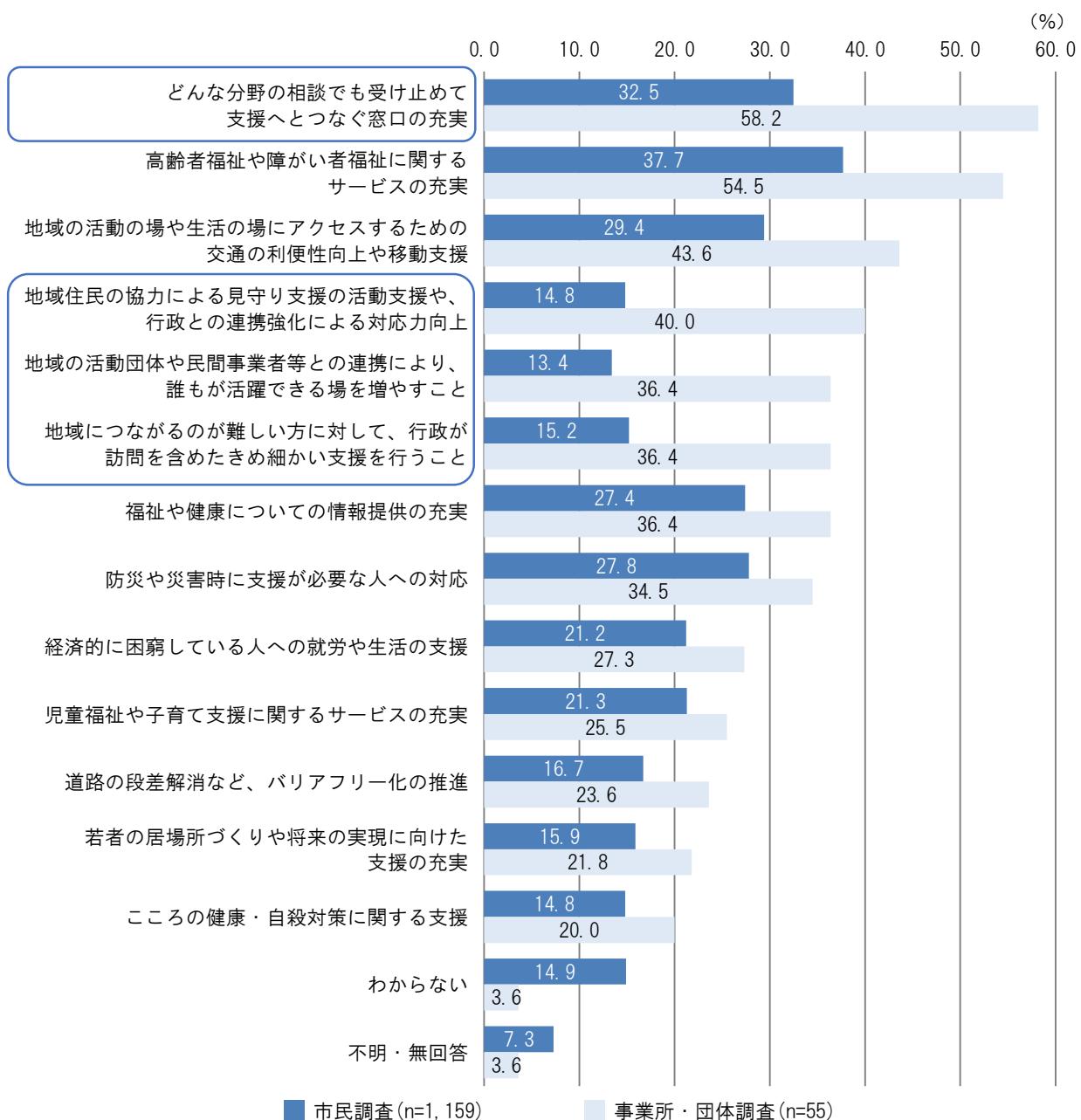
事業所・団体調査における、他の団体や機関との具体的な交流・連携・協力の内容としては、下記のような取組が挙げられています。

連携先	具体的内容
行政機関	情報交換、会議、保健師や言語聴覚士等の訪問
自治会、老人クラブ	活動内容の周知、まつり・イベントでの協力、出張講座の開催
保育・教育機関	季節のイベント・行事、職業体験、演奏会
ボランティア、NPO	傾聴支援、相談支援、演奏会
農家	農福連携

(5) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施について

「地域共生社会」の実現に向けて、今後特に力を入れていくべき取組については、市民調査、事業所・団体調査共に「どんな分野の相談でも受け止めて支援へとつなぐ窓口の充実」「高齢者福祉や障がい者福祉に関するサービスの充実」「地域の活動の場や生活の場にアクセスするための交通の利便性向上や移動支援」の3項目が多くなっています。

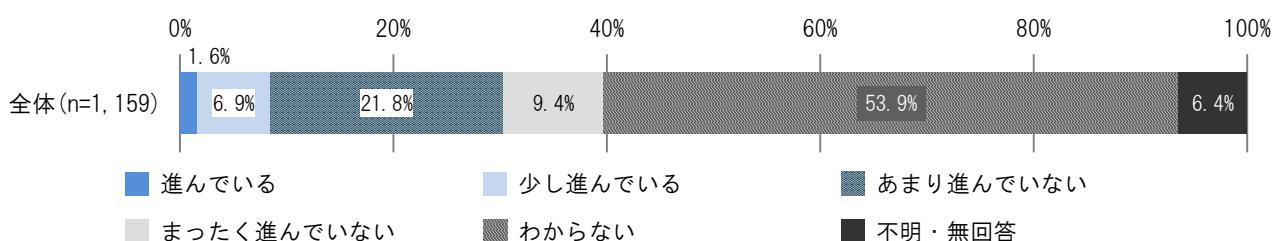
また、グラフ中の青枠で囲った4つの選択肢は、特に事業所・団体調査ではいずれも上位となっており、重層的支援体制整備事業の各取組を進めることで、地域共生社会の実現を実感できる地域づくりが求められています。



市民調査と事業所・団体調査のそれぞれにおける、重層的支援体制整備事業の実施に向けた意見は以下のとおりです。

	市民調査	事業所・団体調査
包括的相談支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・相談したくてもどこに相談してよいのかわからないということがある。 ・AIを活用して、適切な窓口に誘導してはどうか。 ・相談窓口があるのかわからない。あるならば、あらゆるツールを使用し周知を強化してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分野の狭間となる課題を抱えている人をたらい回しにしないことが必要。 ・メール等での相談受付を取り入れてもよいのではないか。
地域づくり事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等で行う習い事や講座(高齢者向け)に送迎サービスをつける。 ・空き家スペースを活用してほしい。 ・資格を活かせないでいる人や、かつて活躍していたOB・OG、保育に従事していた人の活躍の場を設けてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアフェスタの参加団体に協力を要請してはどうか。 ・市民が参加して取り組めるよう、事例を発信してはどうか。
参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の部門との連携を進めてほしい(農作業、草刈り、鳥獣害被害の見回り等)。ひきこもりの人等に活躍してもらえれば、双方にメリットがあると思う。 ・地域にひきこもりの人がいる家はあると聞いているが、支援は難しい。 ・いきなり訪問があると委縮する人もいると思うので、はじめはメール等で連絡するなど少しづつ支援を行えればよいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーほど若くはないが、20代前半の人が介護で困っている世帯もあると聞く。 ・相談があるのを待っていては課題が深刻化してしまうこと多いため、アウトリーチを含めた体制づくりが必要。 ・地域の事業者(配達、小売、新聞)等も含めた人々に協力をいただき、行政と連携してアプローチしてはどうか。
多機関協働事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会と社会福祉課が地域課題について定期的に話し合う場を設定してはどうか。 ・地域やグループ(分野)ごとに意見を聴く場を設けてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談があった内容についての情報共有・意見共有に取り組みたい。 ・問題が発生した時の情報共有をどのように行うかのフローチャートを作成してほしい。

「地域共生社会」の実現が進んでいると感じるかについて見ると、「わからない」が53.9%と最も多く、次いで「あまり進んでいない」が21.8%、「まったく進んでいない」が9.4%となっています。

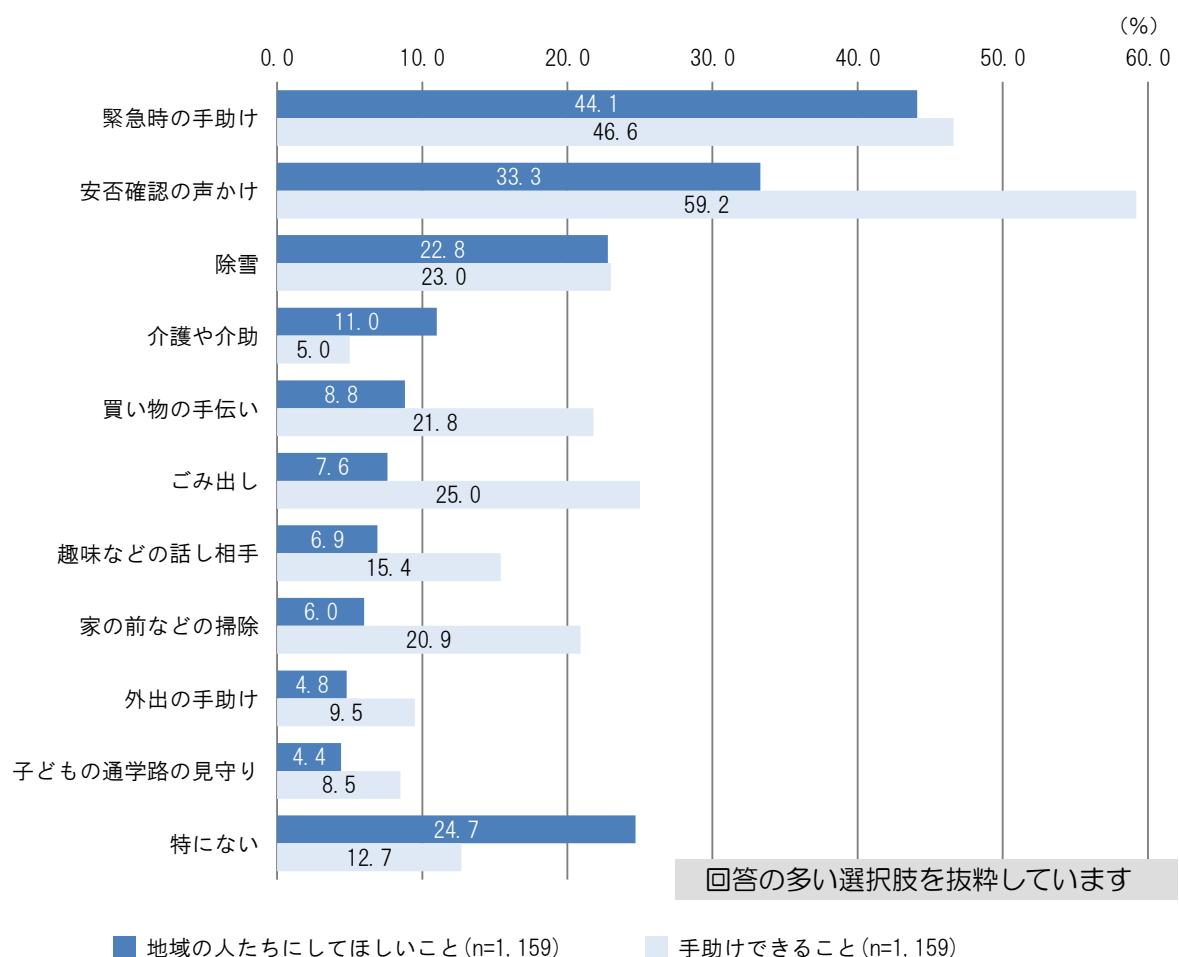


(6) 隣近所の助け合いについて

隣近所の助け合いについて、「地域の人たちにしてほしいこと」を見ると、「緊急時の手助け」が最も多く、次いで「安否確認の声かけ」「特ない」「除雪」となっています。

【してほしい】割合と【手助けできる】割合を比較して見ると、「安否確認の声掛け」「買い物の手伝い」「ごみ出し」「家の前などの掃除」は【手助けできる】割合が【してほしい】割合を大きく上回っており、共助の仕組みづくりを進めていくことが求められます。

一方で、「緊急時の手助け」「除雪」「介護や介助」については、【手助けできる】割合が【してほしい】割合と同程度かそれ以下となっており、共助だけでは対応が難しいケースもあることが伺えます。



2. 第3期計画の評価

第3期計画（令和4年度から令和7年度まで）では、3つの基本目標の下に12の基本方針を設け、26の取組と、さらに細分化した132の具体的な取組を位置付けています。

本計画の策定にあたっては、132の具体的な取組に対して、「拡充」「継続」「縮小」「廃止」の4段階の状況調査を行いました。その結果、ほとんどの具体的な取組は「継続」となった一方、一部では第3期計画において事業が不要になったなどにより「廃止」の方向性となったものもありました。

本計画は、これらの調査及び、各具体的な取組の今後の方向性を踏まえ、新たな体系及び具体的な取組を位置付けていきます。

■ ■ 具体的取組の評価状況

	拡充	継続	縮小	廃止
1－1 地域福祉を我が事に捉える意識づくり	0	13	0	0
1－2 地域福祉を担う人づくり	0	13	0	0
1－3 地域共生社会の実現に向けた環境づくり	0	16	0	0
2－1 総合的・包括的な相談支援体制の構築	2	9	0	0
2－2 丸ごと受け止める体制の充実	4	7	0	0
2－3 多様な福祉サービスの提供体制の充実	0	5	0	0
3－1 地域や福祉に関わるための交流促進	0	8	0	0
3－2 市民の健康寿命の延伸	0	9	0	0
3－3 移動支援	0	10	0	0
3－4 安心して暮らせる環境づくり	0	18	0	1
3－5 セーフティネットの強化	4	4	0	0
3－6 権利擁護に関する取り組みの充実	0	9	0	0
合計	10	121	0	1

第3章 計画の目指す方向性

第1節 計画が目指すこと

(1) 重層的支援体制整備事業の推進を通した地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、「支え手」「受け手」という立場に固定されることなく、みんなが役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会を共に創っていくことです。

少子高齢化、人口減少や価値観の変化が進む中で、既存の高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉といった枠組みの中だけでは対応できない、複合化・多様化した課題が顕在化しています。また、地域活動等も、少子高齢化等によって変化し、孤立等の問題が顕著となっています。

一方で、日光市における生産年齢人口は減少が続いていることから、課題に対して対応する社会資源には限りがあることから、分野に捉われることなくみんなが支え合い、共に地域課題の解決に取り組む体制づくりが求められます。

こうした課題に対応するために、国においては包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が設立されました。事業の推進には、行政や関係機関だけではなく、住民や地域、ボランティア、NPO、民間事業者といった幅広い主体が、それぞれの強みを活用しながら連携・協働することが重要です。

市と社会福祉協議会は、重層的支援体制整備事業の推進を通して、誰もが人や社会とつながり、生きがいや役割を持って、地域の中で相互に支え合う関係を構築し、人・分野・世代を超えて地域のみんなが活躍できる「地域共生社会」の実現を推進します。

■ 重層的支援体制整備事業のイメージ（厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より）



(2) 孤独・孤立対策の充実

少子高齢化、人口減少や価値観の変化が進む中で、単身世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれ、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。孤独・孤立は、社会との関係の中で「つながり」の希薄化から生まれる「人間関係性の貧困」とも言われており、心身の健康面や経済的な困窮等への深刻な影響が懸念されます。

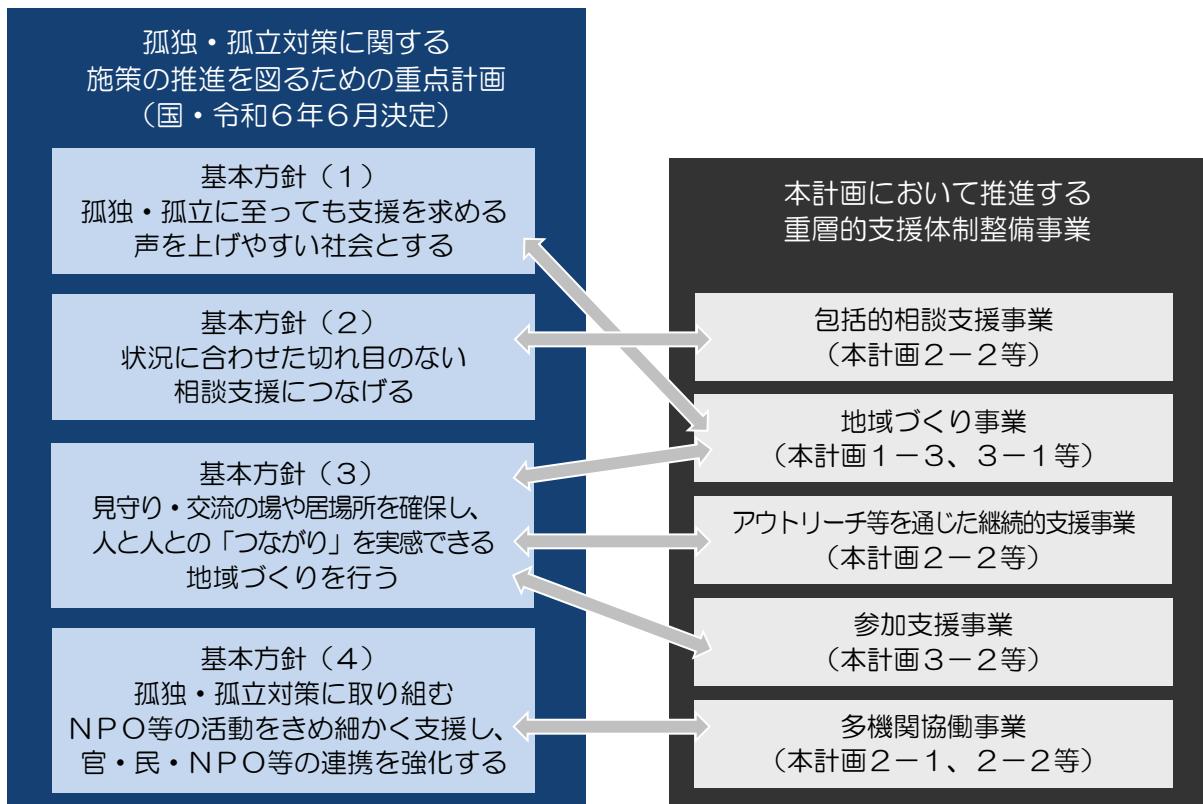
これを受け、国は「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」を策定し、「支援を求める声を上げやすい社会づくり」「切れ目のない相談支援」「見守り・交流・居場所でつながりを実感できる地域づくり」「孤独・孤立対策の連携強化」の4本柱をもとに取組を進めています。

日光市では、国と同様、10代から40代までの1割の人が、孤独・孤立を常に抱えた非常に厳しい状況にあります。また、単身高齢世帯や身寄りのない高齢者が増加する中で、今後一層、孤独・孤立への対策ニーズが増加していくと考えられます。

また、アンケート調査によると、孤独・孤立を抱える人は友人・知人等への相談が難しいだけでなく、公的な支援にも頼るのが難しい状況が指摘されています。孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題やそれから生じ得る複雑化した課題に至らないようにする「予防」と孤独・孤立に悩む状態に至っても、人と人との「つながり」が形成される場所・機会が重要です。

市と社会福祉協議会は、国が示す4本柱を踏まえつつ、先述の重層的支援体制整備事業の推進により、地域資源を活用しながら孤独・孤立対策に取り組んでいきます。

■ 重層的支援体制整備事業と孤独・孤立対策の関係性



(3) ウェルビーイング (Well-being) の向上

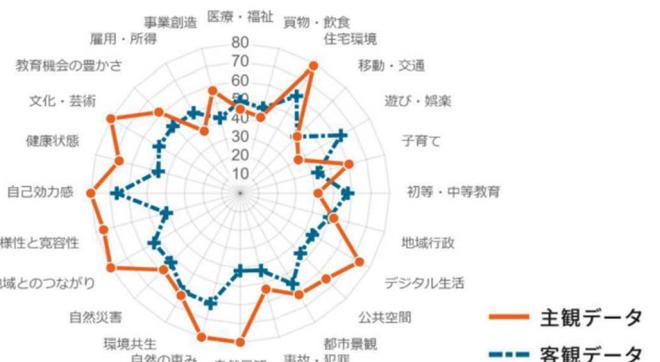
近年、社会全体において経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさを求める価値観が高まっています。こうした中、「身体的・精神的に健康な状態かつ、社会的・経済的に良好で満たされた状態」であり、持続可能な幸せである「ウェルビーイング」実現に対する要請が高まっています。ウェルビーイングの実現に向けては、「個人」「家族・集団」「地域・社会」の段階があると言われており、「個人」の段階においては自己実現が、「家族・集団」「地域・社会」の段階においては互いの理解や尊重が重要です。

《ウェルビーイングの段階と関係性の範囲》



デジタル庁においては、ウェルビーイングの度合いを定量的に捉えるための地域幸福度指標が開発されており、本市においても総合計画の策定に向けて同様の調査を実施することで、全国と比較した偏差値を算出しました。

その結果によると、医療・福祉、買物・飲食、遊び・娯楽、初等・中等教育、雇用・所得の各分野で地域のポテンシャルに比べて実感が低くなっている。医療・福祉を市民のウェルビーイングにつなげる視点はもとより、その他の各分野についても課題の解決に向けて、福祉の視点から地域資源と市民をつなげるためにはどのように取り組めばよいかを検討することが求められます。



(4) 権利擁護体制の一層の充実

判断能力に不安のある人の生活を支援するため、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や法人後見事業、市及びNPOの連携による虐待に関する相談窓口の設置、関係機関によるネットワークを通じ、誰もが住み慣れた住まいや地域で尊厳を持って生活できる取組を進めています。

一方、核家族化や認知症高齢者の増加により、生活する上で必要なサービスや困りごとに関する相談につながらないケースも報告されています。

国においては、令和4年に第二期成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、本人の特性に応じ、本人らしい生活を維持することを目標とする、成年後見制度の利用促進の方向性を示しました。さらに、令和7年における中間検証では、現状の制度運用の中で本人の自己決定が必要以上に制限される場合があるなどの課題を踏まえ、今後、成年後見制度を必要とする人がさらに増加することが見込まれる中、より本人らしい生活を送れるものとするために制度を改革する必要があると指摘されています。

日光市においては、令和4年3月に策定した「第3期日光市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に「日光市成年後見制度利用促進基本計画」を盛り込んで策定しました。本計画においても、国の動向を踏まえ「第2期日光市成年後見制度利用促進基本計画」を一体として策定します。

(詳細は基本方針2-3に掲載)

地域共生社会の実現



出典) 厚生労働省 社会・援護局 成年後見制度利用促進室（行政説明「第二期成年後見制度利用促進基本計画について」）

第2節 計画の基本理念

前計画の「第3期日光市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（令和4年度から7年度）では、地域のふれあいと対話の中で、市民の自主的な地域活動への参加や、住み慣れた地域における幸せな生活を実現するための基本理念として、「市民が“ニッコリ”助け合い、“心を感じるまち”日光」を掲げていました。

この間、国においては地域共生社会の実現に向けた具体策として、住民や地域等の幅広い主体と共に支え合う地域づくりを進める「重層的支援体制整備事業」の制度整備が進められてきました。

また、社会全体の価値観の変化の中で「ウェルビーイング」の向上に注力することが求められ、そのためには個人の豊かさだけでなく、地域のつながりによる豊かさを高めていくことが重要となっています。

加えて、日光市の市政においては厳しい財政状況にある中、持続可能な地域の発展や市民生活の向上を目指し、行財政改革に取り組むとともに、先述の重層的支援体制整備事業を含めた協働の取組を推進していくことが必要だと考えられます。

このような背景から、本計画では基本理念を

「みんなで“支え合い”、誰もが“つながる”まち 日光」

とします。

第3節 基本目標と重層的支援の全体像

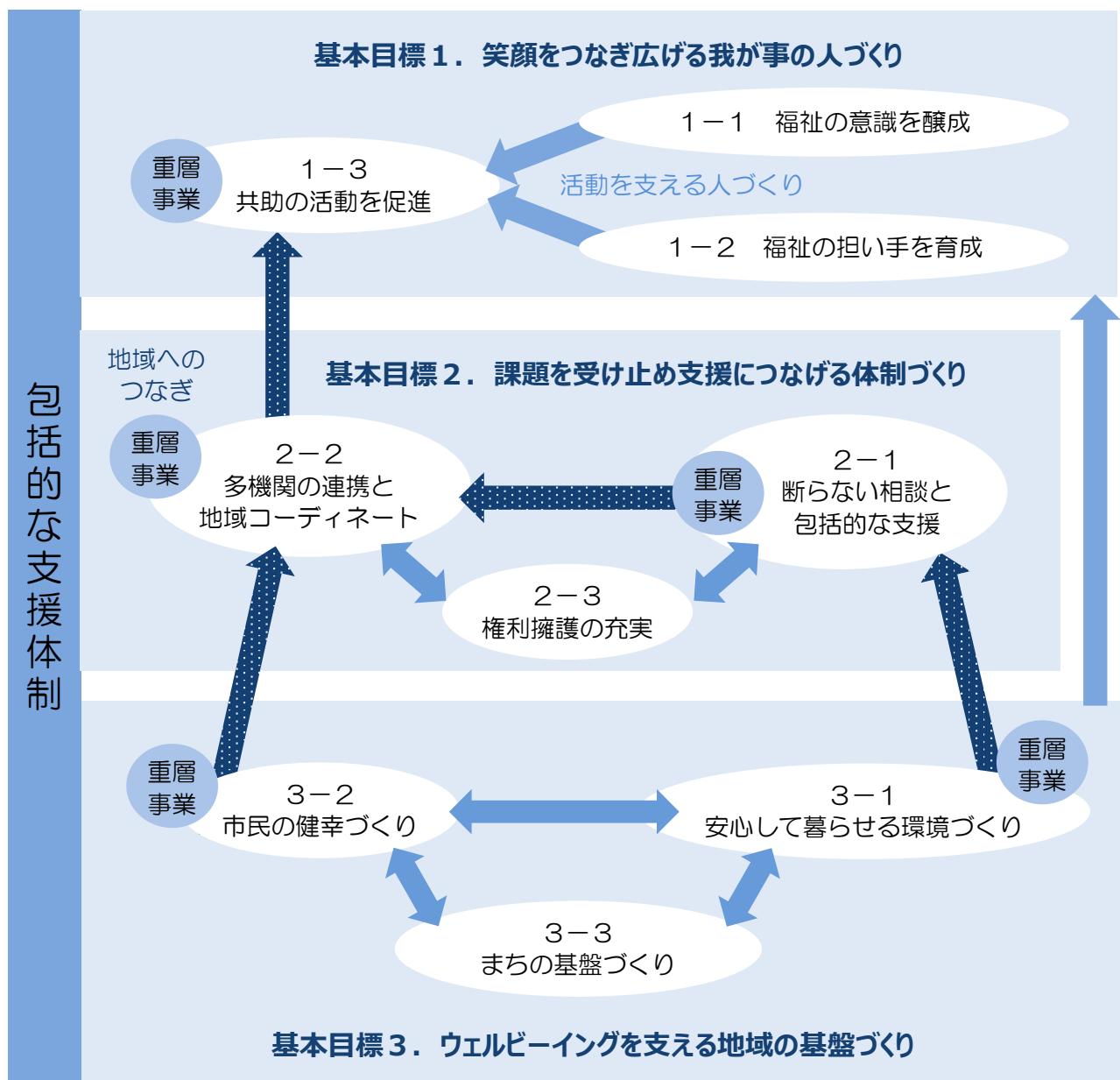
少子高齢化の進行や単身世帯の増加、価値観の多様化等社会環境が大きく変化する中で、地域の課題が複雑化・複合化しています。一方で、生産年齢人口や地域の担い手が減少する中で、限られた資源の中でこうした課題に対応していくことが求められます。

こうした背景のもと、国においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）が創設されました。

■ ■ 重層的支援体制整備事業と地域共生社会の実現の関係性



こうした流れを踏まえながら、本市では重層的支援体制整備事業について、令和5年度から移行準備事業に取り組み、令和7年度から本格実施しています。本計画では重層的支援体制整備事業実施計画（第6章）における各実施事業を、施策体系の中に下図のとおり位置付けることで、両計画を一体的に推進していきます。さらに、包括的な支援体制構築の推進にもつながるその他の事業を含めて各取組を進めていくことで、地域共生社会の実現を図ります。



第4節 施策体系

基本理念	基本目標	基本方針	取組
◆みんなで“支え合い”、誰もが“つながる”まち日光	<p>1 笑顔をつなぎ広げる我が事の人づくり</p>	<p>1-1 福祉の意識を醸成します</p> <p>1-2 福祉の担い手を育成します</p> <p>1-3 重層 共助の活動を促進します</p>	<p>(1)市民意識の啓発 (2)福祉教育の推進</p> <p>(1)ボランティア人材の育成 (2)地域のリーダーの育成</p> <p>(1)市民主体の地域福祉活動の活性化 (2)地域での多様な交流機会や居場所づくりの推進</p>
	<p>2 課題を受け止め支援につなげる体制づくり</p>	<p>2-1 重層 断らない相談と包括的な支援に取り組みます</p> <p>2-2 重層 多機関の連携と地域コーディネートを進めます</p> <p>2-3 権利擁護の充実に取り組みます</p>	<p>(1)「断らない相談」の推進 (2)アウトリーチの推進 (3)生活困窮者等に対する支援</p> <p>(1)地域の課題対応力向上に向けた連携体制の構築・強化 (2)全庁的な支援体制の充実</p> <p>(1)権利擁護の利用促進に向けた取組の充実 【成年後見制度利用促進基本計画】 (2)後見人の育成 【成年後見制度利用促進基本計画】</p>
	<p>3 ウェルビーイングを支える地域の基盤づくり</p>	<p>3-1 重層 ※(1)のみ 安心して暮らせる環境づくりを進めます</p> <p>3-2 重層 市民の健幸づくりを進めます</p> <p>3-3 まちの基盤づくりを進めます</p>	<p>(1)日常的な見守り体制の構築 (2)いざという時に支えに入る体制づくり (3)防犯対策・消費者被害防止・再犯防止に向けた取組の推進 【再犯防止推進計画】</p> <p>(1)健康づくりの支援推進 (2)生きがいづくりの支援</p> <p>(1)生活に必要な移動支援 (2)ユニバーサルデザイン化の推進 (3)情報提供の充実</p>

第4章 計画の推進

第1節 計画の普及・啓発活動

地域福祉の推進は、「協働」の考え方方が重要であり、市民や民間事業所と行政が協力し合いながら取り組んでいく必要があります。そのため、本計画の内容について広く市民に公表し、地域福祉の取組に対してご理解をいただくことがスタートになります。

市では、本計画の内容をホームページを通じて公表するほか、広報紙や出前講座により普及・啓発を行います。

■ ■ “協働” の考え方

協働の領域	市民の領域					市の領域
	市民のみの領域	市民と市の協働の領域			市のみの領域	
領域の内容	市民主体	市民主導	市民と市	市主導	市主体	
	市民の自己決定・自己責任によって主体的に活動する領域	市民の主体性のもとに市の協力を得て活動する領域	市民と市が連携・協力して活動する領域	市の主体性のもとに市民の協力や参加を得て活動する領域	市の責任と主体性により独自に活動する領域	
協働の形態		補助、支援、後援、事業協力	原因分析、共催、実行委員会、事業協定、委託	政策提案、事業協力、委託		

資料：『日光市協働のまちづくり推進の指針』より

第2節 関係機関間の一体的な連携・協働による計画の推進

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。そのため、下記にそれぞれの役割について示します。

1. 市民の役割

市民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心がけ、自治会への加入や地域活動への参加等、主体的に地域福祉の活動に加わることが求められています。

2. 地域の役割

自治会や、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体等地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組む役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化への機運を高め、市や各種団体が連携していくという意識を持ち、協働で取り組んでいきます。また、サービス事業者は、利用者の意見や要望を聞き、よりよいサービスが提供できるよう反映するほか、各サービス事業者が情報を共有します。

3. 行政の役割

行政は、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

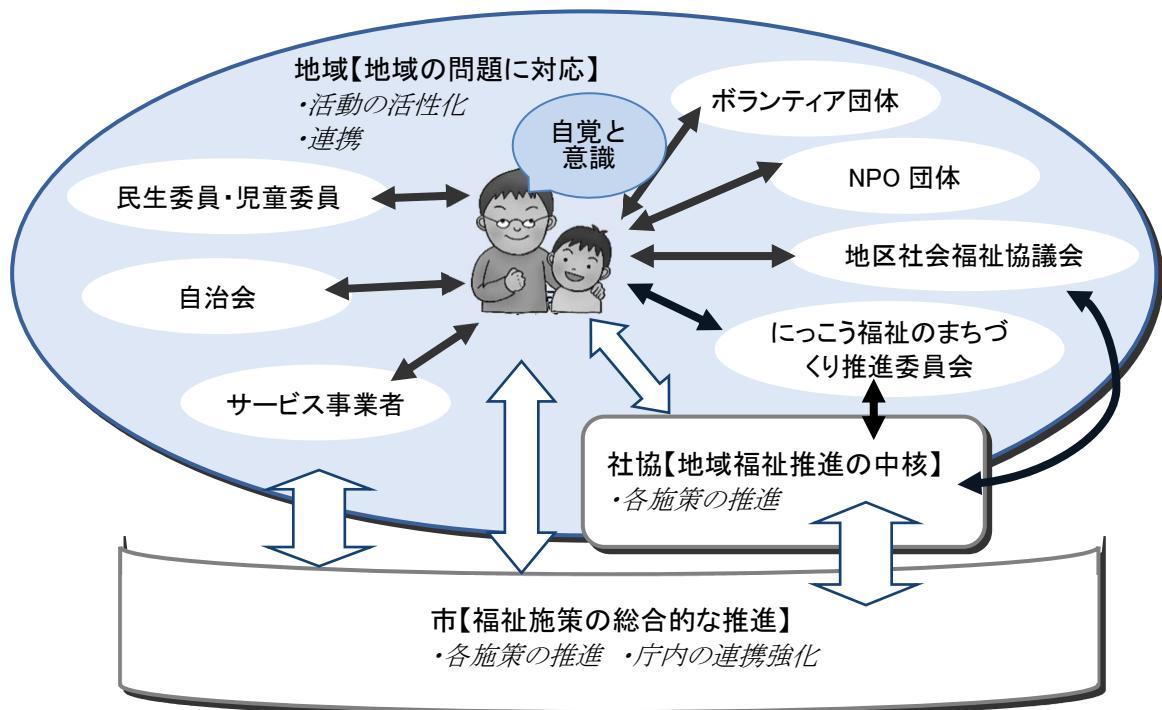
そのため、市民、ボランティア・NPO団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等の関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野、建設分野等の庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

4. 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を図る中核として、計画推進にあたっては市民や各種団体と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

そのため、今後、本計画の施策の充実を図り、必要に応じて見直し、計画を着実に推進します。

■ 各役割の関係図

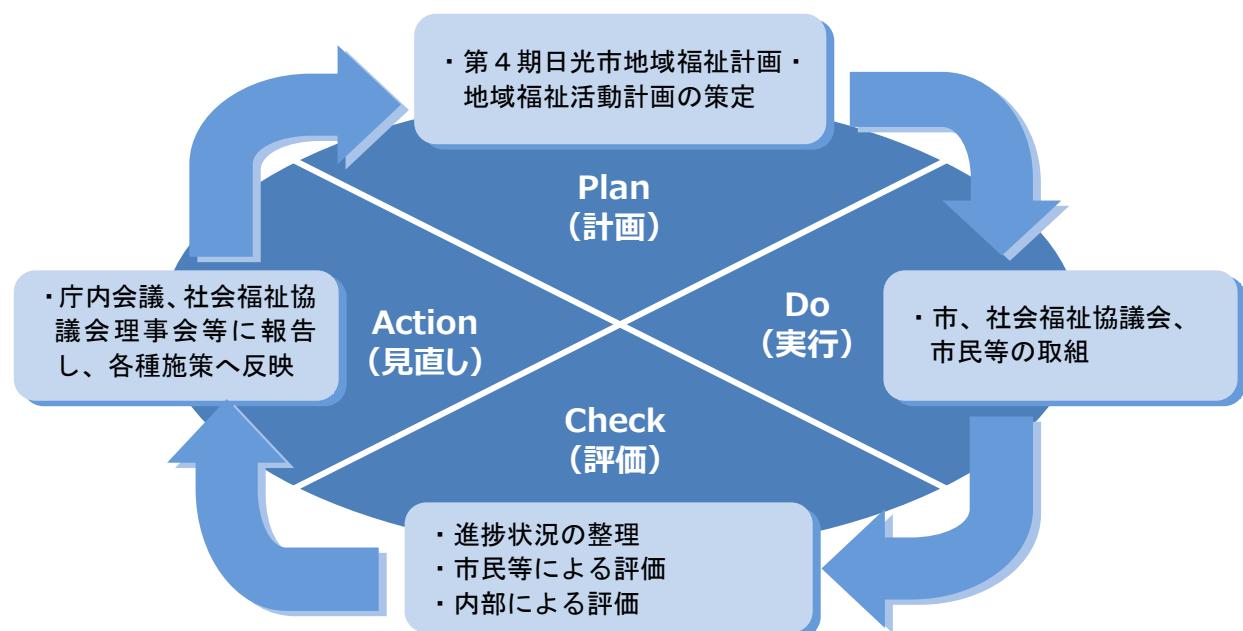


第3節 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCAサイクル「計画(Plan)をたて、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れ」を活用し、各施策の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に活かします。

計画の進捗状況については、ホームページ等により市民に広く公開していきます。なお、本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間ですが、人口減少等の社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行い、見直した内容についてもホームページ等により市民に広く公開していきます。

■ PDCAサイクルイメージ



第5章 施策の展開

基本目標 1 笑顔をつなぎ広げる我が事の人づくり

SDGs目標



1. 福祉の意識を醸成します



現状と課題

本市をはじめ、我が国全体において少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面しており、福祉の担い手や社会資源・財源が限られる中で、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域づくりに向けては、個々の地域の力を強化するとともに共助の取組を促進し、持続可能性を高めていくことが必要であると言われています。

そのためには、地域住民の一人ひとりが、これまでの“支え手側”と“受け手側”に分かれる関係ではなく、地域の課題は「我が事」であるという意識を持ち、地域の中で役割を持って活躍できる地域共生社会を構築していくことが求められます。

令和6年度に実施した本計画策定に伴うアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、福祉に関する市民の割合は約8割となっていますが、10代から30代にかけては「あまり関心がない」「まったく関心がない」の合計が3割台となっています。

5年前のアンケート調査に比べても、若い世代で福祉に関する関心が低下しており、支え合う意識を広げていくことが必要です。



施策と方向性

(1) 市民意識の啓発

福祉や地域活動に対する市民の関心を深め、福祉意識の醸成及び地域活動への参加につながるよう努めます。

(2) 福祉教育の推進

市民一人ひとりが、福祉や人権について正しく理解し、困っている人のSOSをしっかりとキャッチすることができるよう、また、自発的に福祉活動に参加する人を育むため、学校教育や社会教育、地域活動をはじめ、様々な機会を通じて継続的な福祉教育・学習を推進します。



具体的な取組

(1) 市民意識の啓発

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	イベントや講演会の実施	福祉をテーマとしたイベントや講演会等を実施し、福祉意識の高揚を図ります。また、イベントや講演会等において、手話通訳等、障がい者も参加できるような環境づくりを推進します。	高齢福祉課 社会福祉課 子ども家庭支援課 社会福祉協議会
2	地域の課題意識の発信・共有	市民が自分の住んでいる地域の社会資源や福祉課題等の情報が把握できるように、ホームページ、イベントや講演会等を通して、発信・共有を図ります。	高齢福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会

市民に期待すること

- 各自が日常生活の中で、地域の出来事に关心を持つように心がけます。
- 各自が日常生活の中で、福祉や人権について心がけます。

(2) 福祉教育の推進

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	学校における 福祉教育の推進	こどもたちへの福祉教育として、福祉に関心を持ち、困っている人を見かけたら手を差し伸べる人間に成長できるよう、総合的な学習の時間等を活用して、手話、点字、車いす体験、認知症体験等の福祉の体験学習や特別支援学校との交流を実施します。	学校教育課 社会福祉協議会
2	地域における 福祉教育の推進	「ひかりの郷にっこう出前講座」の中で、地域団体や自治会等に福祉関係の各種制度や知識の周知・啓発を行います。また、認知症サポーター養成講座の実施により、地域で支え合う実践的な活動につなげられる仕組みづくりを行います。	中央公民館 社会福祉協議会
3	福祉教育プロ グラムの開発・ 研究	地域の福祉課題や社会的問題に即した福祉教育プログラムを開発・研究し、実施します。	社会福祉協議会

市民に期待すること

- 各自が福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加できるよう心がけます。
- 地域の中で、福祉に関する勉強会を開催します。
- 幼いころから高齢者や障がい者やその家族との交流を行うよう心がけます。
- 勉強会や研修の中で得られた知識・スキルを活かして、福祉活動を実践します。



重点取組

取組	現状	目標	担当
意識の啓発	福祉をテーマとしたイベント、講演会等を実施することにより、福祉に関する意識の啓発を実施している	継続	健康福祉部
地域像の見える化	地域の社会資源や人口動態等の情報を把握・発信している	地域毎の社会資源や人口動態等の情報を地域住民等と共有する	健康福祉部 社会福祉協議会

2. 福祉の担い手を育成します



現状と課題

地域共生社会の構築にあたっては、限りある人的資源の中で公と民が、また、民の中でも専門職とボランティア等との間でできることの役割分担を行い、補い合いながら持続可能な取組を進めていくことが必要です。そのためには、一人でも多くの市民が個々の状況に応じた関わり方で地域活動に参加することが重要となります。

アンケート調査では、地域活動やボランティア活動等の今後の参加意向について、前回の調査では約6割が「取り組んでいきたい」、「取り組んでもよい」と回答していたものの、今回は5割台半ばまで低下しており、地域コミュニティの希薄化による影響が懸念されます。

活動していない理由としては、「時間がない」「仕事・家事・育児などの都合で機会がない」が多く、地域活動との両立に向けた支援に取り組んでいくことが求められています。



施策と方向性

(1) ボランティア人材の育成

ボランティアに関する知識を深め、体験し、継続的に活動できるよう、市民に参加のきっかけを提供し、ボランティア人材の育成を行います。

(2) 地域のリーダーの育成

市民主体のボランティア活動や地域活動が各地域で立ち上がり、根づくよう、中心となって活動を牽引するリーダーの育成や活動支援を行います。



具体的な取組

(1) ボランティア人材の育成

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	ボランティア活動等に関する情報発信	市民にボランティアに対する関心を持ってもらい、活動参加へつながるよう、市民への情報提供やボランティア・NPO等の市民活動団体の活動状況を発信します。	地域振興課 社会福祉協議会
2	多様な人材の福祉活動への参画促進	青少年・若者、高齢者、障がい者、こども等様々な人が福祉活動へ参画できるよう、機会づくりや参画を支援する人材の育成を図ります。	地域振興課 社会福祉課 保育課 子ども家庭支援課 社会福祉協議会

市民に期待すること

- 各自ができる事を活かして、ボランティア活動に参加するよう心がけます。
- 活動の輪を広げるために、ボランティアをする時には他の人にも声をかけあって行います。
- 各自が自ら実践した情報を、SNS等の様々な媒体を活用するなど、積極的に外部に発信し、福祉活動への理解を広めます。

(2) 地域のリーダーの育成

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	リーダー養成講座・プログラムの開催	市民活動支援センター等との連携による養成講座の開催や青少年リーダー育成事業の実施により、これから地域活動を牽引するリーダーを養成します。	地域振興課 生涯学習課 社会福祉協議会
2	地域活動におけるリーダーの支援	地域のリーダーが悩みを抱え込まないように、組織運営に関するアドバイスや支援制度の申請補助、リーダー同士のネットワークづくり等の側面的な支援を行います。	社会福祉協議会

市民に期待すること

- 各自分が意識を高め、福祉活動に主体的に取り組み、自らの経験やスキルを活かし、進んで役員を引き受けるよう心がけます。
- 各自分がリーダー育成の講座等に積極的に参加するよう心がけます。
- リーダーや役員への負担が集中しないように、組織や地域全体でフォローします。
- 後任の育成を意識して、組織内で方針や事務的な内容を共有します。



重点取組

取組	現状	目標	担当
市と社会福祉協議会が連携し、ボランティアを養成する講座を開催	手話や要約筆記等のボランティアを養成する講座を開催している	養成した人材が活躍し、様々な福祉ボランティア活動が充実される	社会福祉課 社会福祉協議会
全年齢を対象とした担い手養成プログラムの実施	地域の実情に合わせて、福祉活動の中核となる人材育成を目的とした「担い手養成講座」を実施している	講座の受講者が中核的な担い手となって、地域活動が展開・発展している	社会福祉協議会

3. 共助の活動を促進します



現状と課題

本市には、自治会や地区社会福祉協議会といった“地縁”に基づく組織や、ボランティア団体・NPO団体等の同じ目的を有する人が集まった“知縁”組織が地域づくりや福祉に関する活動に取り組んでいます。これらの団体・組織は市との協働のパートナーであり、地域共生社会の構築に向けて、団体・組織の活動を支援していくことが必要です。

アンケート調査では、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこととして、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」に約3割の回答があるほか、「地域にボランティア等の活動拠点となる場を整備する」も2割台半ばの回答となっています。さらに、事業所・団体アンケートで、活動上市に望むこととしては「他事業所・団体とのネットワーク化」が約4割となっており、団体・組織が活動しやすい環境を整えることが重要です。



施策と方向性

(1) 市民主体の地域福祉活動の活性化

重層事業

自治会、女性団体、老人クラブ等の地域単位での活動をはじめ、民生委員・児童委員による活動等、地域福祉の推進や課題解決力の基盤となる市民主体の地域福祉活動を積極的に推進・支援することで活性化を図ります。

(2) 地域での多様な交流機会や居場所づくりの推進

重層事業

老若男女を問わず、幅広い層が集まり、顔見知りの関係を地域で築くことができるよう、地域行事等の交流できる機会や、交流が生まれる地域の居場所を創出します。



具体的な取組

(1) 市民主体の地域福祉活動の活性化 重層事業

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	自治会活動等の支援	地域のコミュニティ活動や福祉活動の促進に向けて、自治会活動等の地域内交流事業を支援します。	地域振興課 社会福祉協議会
2	地域福祉活動の支援	老人クラブやフードバンク、こども食堂等が継続的に活動できるよう、活動・運営に対する各種支援を行います。	高齢福祉課 社会福祉課 子ども家庭支援課 社会福祉協議会
3	地域の課題解決力の向上	生活支援コーディネーター等の各地区への配置や「にっこう福祉のまちづくり推進委員会」の開催による福祉課題等の共有や交流の場の構築を図ります。 また、養成講座の開催及び社会福祉協議会や「にっこう福祉のまちづくり推進委員会」等との連携により、各地区の活動する人や団体の育成と社会資源の確保に努めます。	健康福祉部 社会福祉協議会
4	民生委員・児童委員の支援	民生委員・児童委員を対象とした研修・情報提供の充実を図るとともに、地域住民への周知・啓発、自治会との連携支援等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。	社会福祉課 子ども家庭支援課 社会福祉協議会
5	多様な主体のネットワークの充実	市と連携し、ボランティア団体やNPO、事業者等の各種団体の連携を強化し、ボランティアネットワークの充実を図ります。	社会福祉協議会

市民に期待すること

- 各自分が自治会や老人クラブ、地域における支え合い活動へ参加するよう心がけます。
- 自治会の行事を工夫するなど、現在加入していない人でも入会したくなるような魅力的な活動を行うよう、自治会活動のあり方を見直します。
- ボランティア団体やNPOは、団体間の連携を意識し、情報共有や意見交換の機会を積極的に行います。
- 市や社会福祉協議会の支援制度を活用しながら、地域のために自分ができることを実践し、安心安全なまちをつくります。

(2) 地域での多様な交流機会や居場所づくりの推進

重層事業

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	交流の場（機会）や居場所の創出	こどもから高齢者、障がい者等、誰もが気軽に立ち寄り交流できる場所や機会、安心して過ごせる居場所の充実を図ります。	地域振興課 社会福祉課 高齢福祉課 子ども家庭支援課 社会福祉協議会
2	ボランティア・市民活動フェスタの開催支援	市民と活動団体、また、活動団体同士が交流できる場として、ボランティア・市民活動フェスタへの支援を行います。	地域振興課
3	地域活動の拠点づくり	市民活動を行う際に拠点となる場の確保・貸出を行うとともに、拠点における活動者同士の交流促進を図ります。また、利用できる場の情報提供を行い、利用を促進します。	地域振興課

市民に期待すること

- 地域で実施している行事や事業に積極的に参加します。
- 参加者としての参加だけでなく、企画の段階から関わり、活動を盛り上げます。
- 自らが活動の担い手となって、自分の住んでいる地区だけでなく、いろいろな地区に活動を広めます。
- 自分たちのできることで、気軽に集まれるサロン活動を行います。
- 高齢者や障がい者やその家族等が気軽に集い、交流できる場をつくります。



重点取組

取組	現状	目標	担当
地域福祉活動の支援充実	地域福祉活動している団体への支援を行っている	継続	健康福祉部 地域振興課
住民主体での課題解決（生活支援）への取組の支援充実	日常生活圏域ごとに「にっこう福祉のまちづくり委員会」を設置し、住民が主体となり、地域福祉活動を行っている	「にっこう福祉のまちづくり委員会」等の活動を通じて、地域課題の把握、課題解決策を検討する	社会福祉協議会

基本目標 2 課題を受け止め支援につなげる体制づくり

SDGs目標



1. 断らない相談と包括的な支援に取り組みます



現状と課題

人口減少と少子高齢化の進行や単身世帯の増加等による世帯構造の変容、地域のつながりの希薄化、家族機能の低下等による社会的孤立が問題となっている中、1つの世帯で複合的に課題を抱える「8050世帯」「ダブルケア世帯」「ひきこもり」等、既存制度の枠組では対象とならなかった狭間の課題、困りごとがあっても相談できない人への対応等、地域課題は多様化・複雑化しており、地域課題の解決には、困りごとがある人や支援を必要とする人が気軽に相談できる相談体制づくり等、包括的な相談支援体制の構築が必要です。

アンケート調査においても、地域共生社会の実現に向けて必要な取組として「どんな分野の相談でも受け止めて支援へとつなぐ窓口の充実」が、市民調査・団体調査の両方において多くなっており、特に団体調査では最多となっています。また、「地域につながるのが難しい方に対して、行政が訪問を含めたきめ細かい支援を行うこと」は、団体調査で特に多くなっており、狭間の課題へのアプローチの充実が求められています。

地域住民の相談を包括的に受け止めるためには、どの窓口に相談されても一度受け止め、相談内容の課題解決を図ることができる専門機関に確実につながる相談支援体制の構築が必要です。また、相談を待つだけでなく、積極的に支援の対象者を発見するためのアウトリーチ等を行うことにより、早期に支援につなげることが重要です。



施策と方向性

(1) 「断らない相談」の推進

悩みや困りごとがあった際に気軽に相談ができるよう、地域における身近な相談体制を構築するとともに、専門的な相談にも対応できる体制づくりに取り組みます。

(2) アウトリーチの推進

支援が届いていない人に支援を届けるため、積極的に出向いての働きかけや既存のネットワークの中から潜在的課題を抱える相談者の発見に取り組みます。

(3) 生活困窮者等に対する支援

生活困窮者等が自立した生活を送ることができるよう、自立に向けて一人ひとりの状態にあった支援等を行います。



具体的な取組

(1) 「断らない相談」の推進 重層事業

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	断らない総合相談の実施	行政窓口や専門相談機関において相談内容や属性に問わず、まず受け止め、受け止めた後、適切な支援機関へつなぐ「断らない相談支援」を推進します。また、相談窓口に関する情報が必要な人に届くよう、広報にっこう、各種リーフレット、ホームページ等の様々な媒体を活用し、相談窓口の周知を図ります。	健康福祉部 社会福祉協議会
2	市民の身近な相談相手の支援	市民の身近な相談相手として活動する、民生委員・児童委員、障がい者相談員、ピアソーター等の活動を支援・促進します。	社会福祉課 社会福祉協議会

市民に期待すること

- 各自分が隣近所の人や、民生委員・児童委員等と関わりを持ち、地域の中で気軽に相談できる人をつくるよう心がけます。
- 不安や悩みがある場合、一人で抱え込まずに誰かに相談するよう心がけます。
- 地域の中で、家族や隣近所の人の相談を気軽に聞けるような場を設けます。

(2) アウトリーチの推進

重層事業

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	ネットワークを活かしたアウトリーチの推進	支援が必要な人に確実に支援が届くよう、積極的に出向いての働きかけや既存のネットワークの中から課題を抱える相談者の発見に取り組みます。また、SNSの活用等、相談方法の多様化を進め、アウトリーチの拡充を図ります。	社会福祉課 高齢福祉課 子ども家庭支援課 健康課 社会福祉協議会
2	既存の体制で対応が困難な人に対するアウトリーチの推進	既存の支援機関で対応が困難な支援が必要な人に確実に支援を届けるため、積極的に出向いての働きかけを行います。	社会福祉課 社会福祉協議会

市民に期待すること

- 日頃から地域の人を気にかけ、あいさつ等のコミュニケーションを心がけます。
- 地域の中で、生活上の変化等、気になる人がいたら声かけを心がけます。

(3) 生活困窮者等に対する支援

重層事業

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	生活困窮者への支援	経済的な問題のみならず社会的な孤立等、複合的な課題を抱える一人ひとりの状態にあった必要な支援に取り組みます。	社会福祉課 社会福祉協議会
2	住まいに関する支援	住宅確保要配慮者等を対象に、住まいに関する相談に対応するため、改正住宅セーフティネット法に基づいて、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の構築を目指します。	社会福祉課 高齢福祉課 建築住宅課

市民に期待すること

- 福祉の情報を積極的に取り入れ、自分が困難な状態になったら、抱え込む前に市や社会福祉協議会に相談に行きます。
- 近隣に実際に困っている人がいたら、市や社会福祉協議会に相談に行くよう勧めます。



重点取組

取組	現状	目標	担当
断らない相談体制の推進	福祉部局での「断らない」相談体制を実施している	福祉分野以外の部局や専門相談機関も含めた「断らない相談」体制を構築する	全庁
住宅確保要配慮者を対象とした居住支援	住居確保給付金事業を実施している	福祉部局と住宅部局等の連携による住宅確保要配慮者に対する居住支援体制を構築する	社会福祉課 高齢福祉課 建築住宅課

2. 多機関の連携と地域コーディネートを進めます



現状と課題

人口減少と少子高齢化、単身世帯の増加等による世帯構造の変容、地域のつながりの希薄化等による社会的孤立が問題となっている背景により、地域課題は多様化・複雑化しており、課題の解決のためには、単一の支援機関だけでなく、庁内、関係機関、地域社会の力を重ねた多機関の連携による支援体制の構築が必要です。

団体アンケート調査における、各活動団体の連携先として、「行政機関」「自治会」「社会福祉協議会」等は4割以上の団体が連携している一方、「ボランティア団体」「NPO」等とは2割以下となっており、分野の枠組みを超えた連携を一層進めていくことが必要だと考えられます。

多機関の連携には、庁内、関係機関、地域社会において、それぞれの役割を少し広げる「のりしろ」を出し合った重なり（支援者同士でつくれる「重なり＝連携」、体制としてつくる「重なり＝協働」）の仕組みの構築が重要です。



施策と方向性

(1) 地域の課題対応力向上に向けた連携体制の構築・強化

すべての地域住民が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、各分野の専門職や地域の関係機関等の連携を推進し、包括的・継続的な支援を可能にする体制の構築を目指します。

(2) 全庁的な支援体制の充実

庁内における関係部署が連携し支援する仕組みの確立と福祉分野以外（保健、医療、教育、税務、水道、住宅等）の部局も含めた横断的な連携体制の構築を目指します。



具体的な取組

(1) 地域の課題対応力向上に向けた連携体制の構築・強化

重層事業

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	多職種・多機関の連携による包括的・継続的支援の充実	複合的な課題等を抱える個人や世帯への支援体制を充実するため、関係部署及び多職種・多機関が連携し、包括的・継続的に支援する体制を強化します。また、研修等の実施により、包括的・継続的な相談支援力を高める等、支援体制の強化に努めます。	健康福祉部 社会福祉協議会
2	地域ケア会議の開催	市の地域包括ケアシステムの深化・推進を実現するため、地域の多職種が協働し、地域課題の検討等を行う3層構造の地域ケア会議を実施します。また、地域共生社会の実現に向けた、全世代型の地域ケア会議の実現に向けた体制を整備します。	高齢福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会
3	関係機関との連携による課題を抱える子育て世帯への支援	困難な問題を抱える世帯やひとり親世帯を支援するため、こども家庭センターを中心に、要保護児童対策地域協議会における連携強化等、関係機関と連携し、相談や支援の強化を図ります。	子ども家庭支援課

市民に期待すること

- 各自分が隣近所の人や、民生委員・児童委員等と関わりを持ち、地域の中で気軽に相談できる人をつくるよう心がけます。
- 不安や悩みがある場合、一人で抱え込まずに、誰かに相談する「助けられ上手」を目指します。

(2) 全庁的な支援体制の充実

重層事業

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	包括的な相談体制の強化に向けた庁内体制の充実	複合的な課題等を抱える個人や世帯への多機関連携による支援のコーディネートや包括的な支援体制の推進のため、庁内や地域、事業所との連携体制を推進する相談支援包括化推進員（エリアマネージャー）を配置します。また、研修等の実施により、包括的・継続的な相談支援力を高める等、支援体制の強化に努めます。	健康福祉部
2	複合的な課題への対応に向けた庁内会議の実施	個人や世帯の抱える複合的な課題の整理や支援内容、役割分担等の検討を目的とするつながる会議（重層的支援会議、支援会議）や自宅でくらす会議等を実施します。	健康福祉部
3	地域と関係機関の連携強化	地域と福祉の関係機関との橋渡し役となり、地域と多機関連携によるまちぐるみの支援体制をつくります。	社会福祉協議会

市民に期待すること

- 地域の各種団体同士の交流を持ち、連携します。
- 自分たちのやれることを活かし、軽度の悩みごとを近隣の支え合いで解決します。



重点取組

取組	現状	目標	担当
地域に関わる多機関の協働による包括的な支援体制の構築	高齢分野における3層構造（個別、地域、市域）の地域ケア会議の体制を構築している	全世代型での3層構造の地域ケア会議の体制を整備する	高齢福祉課 社会福祉課
全庁的な支援体制の構築	福祉部局での横断的な連携体制を構築している	福祉分野以外（教育、税務、水道、住宅等）の部局も含めた庁内の横断的な連携体制を構築する	社会福祉課

3. 権利擁護の充実に取り組みます



現状と課題

高齢者や高齢者のみの世帯の増加、知的障がい者や精神障がい者の増加等により、金銭管理や福祉サービス利用時の契約、住居の確保の場面等において権利擁護を必要とするケースは今後一層増加することが懸念されます。成年後見制度等、権利擁護の制度は複雑さを伴うことから、日頃から制度の周知・理解を深めるとともに、利用の必要性が高いと考えられる人には利用を促すことが必要です。

アンケート調査では、5年前の調査から変化は見られず、依然として約2割が「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」と回答しています。一方、支援が必要になった際の利用意向については「必要になれば利用したい」が約4割となっていますが、ほぼ同じ割合で「わからない」への回答もあることから、実際に権利擁護の支援が必要になった際に円滑に利用することができるよう、準備しておくことの重要性を啓発することが課題となります。



施策と方向性

(1) 権利擁護の利用促進に向けた取組の充実

【成年後見制度利用促進基本計画】

権利擁護支援の必要な人が適切にサービスを受けることができるよう、関係機関との連携による支援体制を構築します。

また、財産管理や自らの意志に基づいて適切な福祉サービス等を利用する際、利用者の権利が保障されるよう、権利擁護制度の利用促進を行います。

(2) 成年後見人等の育成

【成年後見制度利用促進基本計画】

今後の権利擁護に対するニーズの増加に対応するため、市民後見人や法人後見人の育成・確保に努めるとともに、市民後見人等の活動支援を行います。



具体的な取組

(1) 権利擁護の利用促進に向けた取組の充実

【成年後見制度利用促進基本計画】

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	権利擁護に関する周知啓発	高齢者や障がい者の虐待防止や金銭管理等への対応や、身寄りのない高齢者等が医療行為を受ける場合の意思決定、施設入所時の身元保証等、権利擁護の課題が増えている状況にあることから、引き続き、成年後見制度の利用促進をはじめとした権利擁護に関する周知啓発を行います。	高齢福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会
2	権利擁護に関する相談支援	権利擁護支援の仕組み（日常生活自立支援事業や成年後見制度等）を円滑に利用することができるよう、地域における相談対応を強化します。	高齢福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会
3	権利擁護に関する地域連携ネットワークの強化	地域において、権利擁護支援を必要としているが自ら必要な手続きを行うことが困難である人に対し、必要な権利擁護支援につなげる地域連携の仕組み「地域連携ネットワーク」を強化します。	高齢福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会
4	成年後見制度の利用促進における体制整備と機能強化	日常生活自立支援事業や法人後見事業の体制整備と機能強化を図り、認知症や障がい等の理由により判断能力が低下した人の生活を支えます。	社会福祉協議会

市民に期待すること

- 各自が日常生活自立支援事業や成年後見制度に関心を持ち、広報紙やホームページから積極的に情報を取得します。
- 各自が必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用するように心がけます。
- 対象となりそうな状態で、困っている人が近隣にいたら、市や社会福祉協議会に相談に行くよう勧めます。

(2) 後見人の育成

【成年後見制度利用促進基本計画】

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	法人後見の推進	市は、市内で法人後見を担う日光市社会福祉協議会への活動支援を行います。 社会福祉協議会は、法人後見人の受任者として、対象者の財産や権利を守り、法的に生活を支えます。	高齢福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会
2	市民後見人の育成	栃木県や関係機関と連携し、担い手を確保するため市民後見人養成のための研修の実施、その活動を安定的に実施するための組織・体制の整備等を検討します。	高齢福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会

市民に期待すること

- 市が実施する研修に参加し、市民後見人として、後見制度利用者の生活を支えます。



重点取組

取組	現状	目標	担当
権利擁護に関する連携ネットワークの強化	権利擁護に関する「地域連携ネットワーク」が構築されている	包括的な支援体制と地域における様々な活動とのネットワークが充実している	健康福祉部 社会福祉協議会
市民後見人等の養成	中核機関を中心に、権利擁護支援に取り組んでいる。受任者の市内法人は社会福祉協議会のみである。市民後見人の養成は行っていない	県や関係機関と協働し、市民後見人の養成を行います	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会

第2期日光市成年後見制度利用促進基本計画

1 第2期日光市成年後見制度利用促進基本計画策定の背景と目的

日光市の健康・福祉分野の上位計画である第4期日光市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に合わせ、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画の内容を踏まえて関連する施策を総合的・計画的に展開するため、日光市第4期地域福祉計画に包含する形で、第2期日光市成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

第2期日光市成年後見制度促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項に基づく市町村計画です。

誰もが住み慣れた地域社会において、自分の意思を尊重され、尊厳をもって安心して生活を送ることができるよう、人と人との支えあう地域社会を作ることを目的とします。

2 第1期日光市成年後見制度利用促進基本計画の進捗と課題

第1期日光市成年後見制度利用促進基本計画では、すべての人が自分らしい生活を送る権利を保障する手段として、令和3年度に中核機関を設置し、専門職、関係機関と中核機関が連携し、チームによる支援ができる体制を推進し、①権利擁護支援のネットワークの構築、②地域連携ネットワークの中核機関による成年後見制度利用促進、③必要な人が成年後見制度を利用できる体制の確保を進めてきました。

今後、高齢化と世帯人数の減少の進行により、一人暮らしの認知症高齢者や身近に頼れる人のいない高齢者、親なき後の支援が必要な障がい者のさらなる増加が見込まれており、専門職との連携、市民後見人などの担い手の養成を進める必要があります。このほか、任意後見制度や日常生活自立支援事業などによる総合的な権利擁護支援を進める必要があります。

3 第2期日光市成年後見制度利用促進基本計画

第2期日光市成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実など、成年後見制度の利用促進の取組をさらに進めます。

目標1 権利擁護支援機能の充実

本人の権利擁護支援を行う後見人等や地域の支援者が本人の権利擁護に関する課題を解決できるよう、多職種・多機関に相談できる仕組みを充実します。

総合的な権利擁護の支援ができるよう、多職種・多機能が連携した情報共有と、検討できる体制の充実を図ります。

目標 2 地域連携ネットワークの機能の強化

成年後見制度の利用促進を図る一方で、専門職後見人等の数に限りがあることから、新たな権利擁護の担い手の育成と、その担い手の活躍支援を行います。

目標 3 成年後見制度を含む権利擁護支援の周知啓発

成年後見制度を含む権利擁護支援について、必要な人が相談機関につながることができるよう、継続して、市民等に成年後見制度の周知啓発を行います。

4 実行計画の策定

第2期日光市成年後見基本計画の目標を着実に実行するための具体的な方針を定めるため、第2期日光市成年後見基本計画の実行計画を定めます。

5 適用期日

この計画は、令和8年4月1日から適用します。

基本目標 3 ウエルビーイングを支える地域の基盤づくり

SDGs目標



1. 安心して暮らせる環境づくりを進めます



現状と課題

地域福祉の成果が最も試されるのは、隣近所の家庭のちょっとした異変に気づいたり、災害時等の緊急時に支援を必要とする人への“気づき”ができるかどうかとなります。そのような“気づき”は有事の時に急にわかるものではなく、日頃の見守りの中で把握できてはじめてわかるものであると言えます。また、そのような日頃からの見守りは、当事者に「見守られている」という安心感を与えるだけでなく、虐待の未然防止、早期発見にも効果があるものと期待できます。

アンケート調査では、自身の日常生活の中で助けが必要な時に、地域の人にしてほしいこととして「緊急時の手助け」が4割を超えて最も多く、次いで「安否確認の声かけ」が3割台となっています。市民の関心の高い“安全”を中心に据えた強い地域づくりに取り組むことが重要です。



施策と方向性

(1) 日常的な見守り体制の構築

こども、高齢者や障がい者等、特に支援が必要な市民や世帯を中心に日頃から見守りを行うことで、安否確認を行うとともに、いざという時に円滑に対応できるよう、顔の見える関係づくりを支援します。

(2) いざという時に支え合える体制づくり

災害時において、円滑に避難行動要支援者を支援できるよう、地域住民と協力して支援体制を構築します。

また、虐待の対応については、日頃より関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応できる体制を構築するとともに、虐待が疑われるケースが発生した際、早期に介入し、適切な対応を行います。

(3) 防犯対策・消費者被害防止・再犯防止に向けた取組の推進 【再犯防止推進計画】

誰もが地域で安全・安心に暮らせるよう、日常生活における防犯意識の高揚に努めるとともに、交通安全運動や交通安全教室を行い、交通安全の普及啓発を推進します。また、特殊詐欺等消費者被害防止の啓発や、再犯防止と更生保護活動の普及啓発、更生を目指す人を温かく見守り、総合的な支援を行います。



具体的な取組

(1) 日常的な見守り体制の構築 重層事業

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	地域と連携した見守りの推進	社会的援護を必要とする市民の孤立防止のため、地域や民間の協力事業所等との協働により、日常的な業務の中で見守りを行う「見守りそばネット事業」を推進します。また、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体等と連携し、各地域の実情に応じた見守り体制をつくります。	社会福祉課 社会福祉協議会
2	高齢者・子どもの見守り	「にっこう安心カルテ」や「にっこう安心見守りシール配布事業」の実施により、高齢者の見守りを推進します。また、放課後児童クラブや放課後子ども教室のほか、団体や地域が行う子ども食堂等の子どもの居場所の設立・運営を支援し、子どもを見守る体制の構築を推進します。	高齢福祉課 保育課 子ども家庭支援課

市民に期待すること

- 日頃から地域の人を気にかけ、あいさつ等のコミュニケーションを心がけます。
- 日常生活の中で、郵便物が溜まっている、いつも子どもの泣き声が聞こえる等の近隣の異変に気づいたら市や社会福祉協議会へ伝えます。
- 福祉に関する研修会やイベントへ参加し、身近な高齢者や障がい者を気にかけられるような「我が事」の精神を育て、自然と見守りができるような地域づくりを目指します。

(2) いざという時に支え合える体制づくり

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	災害に強い地域づくりの推進	防災訓練や出前講座等を通じた、防災意識の高揚に取り組むとともに、地域における自主防災組織の育成・強化や地区防災計画の策定を支援することにより、災害に強い地域づくりを推進します。	総務課 地域振興課 社会福祉協議会
2	避難行動要支援者への支援体制確保	災害時に地域の支え合いによる要支援者の円滑な支援が図れるよう、自治会ごとに避難行動要支援者名簿を活用した避難支援につながる取組について支援を行います。	総務課 社会福祉課 地域振興課
3	虐待への対応体制の強化	高齢者、障がい者、子ども等の各分野において関係機関で構成する協議体の運営を通して、虐待発生時にスムーズに適切な対応ができる体制を推進します。また、虐待防止に向けた周知啓発を広く行うとともに、相談窓口や福祉サービスの情報提供を行います。	社会福祉課 高齢福祉課 子ども家庭支援課

市民に期待すること

- 市や社会福祉協議会が実施する防災訓練や防災研修会に参加し、災害に対する知識や対応を学び、緊急時に備えます。
- 福祉に関する知識を高め、近隣に介護疲れや児童虐待の兆候がみられたら、福祉機関の窓口に相談するよう勧めます。
- 暮らしの悩み事を抱えたら、深刻になる前に福祉の窓口に相談に行き、専門職の支援を受けます。

(3) 防犯対策・消費者被害防止・再犯防止に向けた取組の推進 【再犯防止推進計画】

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	交通事故や犯罪のない安全な地域づくり	犯罪抑止のための防犯灯の設置や管理不全空家等の解消に努めます。また、市民自ら防犯に取り組むための啓発を行うとともに、地域における自主防犯団体の活動への支援や交通事故を未然に防止するため、交通安全教育の普及や啓発等を行います。	生活安全課 建築住宅課
2	消費者被害対策の推進	関係機関と連携し、地域における消費者被害防止の啓発に努めます。	社会福祉課 生活安全課
3	再犯防止の推進 【再犯防止推進計画】	更生保護団体や民間協力者、関係支援機関等と連携し、罪を犯し更生を目指す人の社会復帰や地域生活を支えます。また、更生保護活動の普及のため、理解促進の啓発活動を行います。	社会福祉課 高齢福祉課

市民に期待すること

- 市や警察が実施する防犯や消費者被害に関する学習会や研修会に積極的に参加します。
- 実際に被害にあった人がいたら警察や消費生活センターに行くことを勧めます。
- 犯罪をした者等を温かく見守り、更生を目指す人への理解を深め、社会参加を促進します。

再犯防止推進計画

①再犯防止推進計画の位置付け・期間

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）第 8 条の規定に基づき、本市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画として位置付けます。

また、期間については「第 4 期日光市地域福祉計画・地域福祉活動計画」と連携し、推進することから、同じ期間（令和 8 年度から令和 12 年度まで）の 5 年間とします。

②今後の方向性

更生保護の取組として、更生を目指す人が社会の中で孤立することがないよう、社会を明るくする運動をはじめとした更生保護活動等に関する周知・啓発を行い、地域における立ち直り支援に対する理解を促します。

また、更生保護に携わる関係団体の活動支援や、生活困窮者自立支援事業を活用できるよう関係団体と連携し、適切な支援につなげます。



重点取組

取組	現状	目標	担当
地域、福祉機関連携による包括的な見守り体制の構築	孤立防止のため、地域や民間の協力事業所等との協働による「見守りそばネット事業」を実施している	地域との連携による日常的な見守り体制を構築する	社会福祉課 社会福祉協議会
避難行動要支援者支援体制の充実	避難行動要支援者名簿を活用した避難支援の実効性向上のため、介護支援専門員等の福祉専門職と連携し、避難行動要支援者個別避難計画の作成・見直しを実施している	介護支援専門員等の福祉専門職と連携し、避難行動要支援者個別避難計画の作成・見直しを 100 件実施する	社会福祉課

2. 市民の健幸づくりを進めます



現状と課題

誰もが住み慣れた地域社会で自分らしい生活を続けるためには、健康であることが必要な条件です。健康で自立した生活を送るための「健康寿命(健康で自立して暮らすことのできる期間)」を延ばすことが求められています。また、体だけでなく、こころの健康づくりも必要であり、予防と対策、生きがいづくりとして、誰もが主体的に社会参加することができる環境づくりが必要となっています。



施策と方向性

(1) 健康づくりの支援推進

若いうちから健康に対する意識を高め、生涯を通じて元気に暮らすことができるよう、市民の健康づくり、健康寿命の延伸を支援します。

(2) 生きがいづくりの支援

誰もが知識や経験を活かし、地域の中で生きがいや役割を持って生活することができるよう、生きがいづくりの充実を図ります。



具体的な取組

(1) 健康づくりの支援推進 重層事業

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	医療体制の維持	誰もが、必要な医療を受けることができるよう、中山間地域における医療提供体制を維持するため、診療所と拠点病院の連携強化を図ります。	健康課
2	市民・地域主体の健康づくり・スポーツ活動の支援	健診や健康教室、健康相談等の健康づくり事業や介護予防・日常生活支援総合事業を通して、ライフステージや健康のレベルに合わせた健康づくりを支援します。また、地域における健康づくりの担い手となる「健康づくり推進員」を養成し、市民・地域主体の健康づくりを支援します。 市民が身近な場所で運動でき、世代を超えた交流ができる場として、総合型地域スポーツクラブに対して活動支援を行います。	健康課 高齢福祉課 スポーツ振興課 社会福祉協議会
3	こころの健康づくり	地域におけるこころの健康づくりを推進するため、健康教室等の開催やメンタルチェックシステム「こころの体温計」等の周知に努めます。また、「相談先周知カードやリーフレット」を、商業施設や駅、タクシー車内への設置、学校を通じての配布を行い、相談窓口の周知を図ります。 自殺対策を推進するため、ゲートキーパーを養成し、地域の中で早期発見、早期対応を進めます。	健康課

市民に期待すること

- 各自分が定期的に健康診断を受けるなど、自身の健康管理を心がけます。
- 各自分が健康講座に参加したり、日常的に運動をしたりするなど、健康づくりの活動を行うよう心がけます。
- 各自分がかかりつけ医を持つように心がけます。
- 地域全体で健康体操等を行うなど、健康づくりに取り組みます。

(2) 生きがいづくりの支援

重層事業

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	高齢者の生きがいづくりの推進	高齢者が知識や経験を活かして地域の中で役割や居場所を持っていきいきと暮らせるよう、生涯活動のための就労・社会参加ができる地域の仕組みづくりに取り組みます。	高齢福祉課
2	地域資源を活用した社会参加の支援	生活困窮や孤独・孤立等を含む、狭間・個別のニーズに対応するため、就労体験等による社会的自立の支援や地域の社会資源を活用したマッチング、支援メニューの開拓や開発を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会

市民に期待すること

- 各自分が経験やスキルを活かし、福祉教育の講師としての参加や、福祉活動のリーダーとして福祉のまちづくりに参加します。



重点取組

取組	現状	目標	担当
介護支援ボランティア制度の充実	元気な高齢者が介護保険施設でボランティア活動を行った場合に活動実績に応じて評価ポイントを付与している	介護支援ボランティア制度の登録施設と連携して、ボランティア活動の対象を拡充し、ボランティアの担い手の増加を図る	高齢福祉課 社会福祉協議会
社会とのつながりをつくるための支援	既存制度では対応が困難な狭間のニーズへの相談に対応している	社会参加に向けた支援メニューの開拓や参加支援メニュー等の見える化を図る	社会福祉課 社会福祉協議会

3. まちの基盤づくりを進めます



現状と課題

人口減少と少子高齢化が進む中では、商業施設や交通サービス等の生活上必要なインフラの維持が困難となり、目的地までの距離が遠くなってしまうことや、交通手段の確保が難しくなることが課題となります。そのため、市民の生活の質を維持するためには、買い物や通院等の外出機会が交通手段の不足等により制限を受けることがないよう、高齢者、障がい者やベビーカーを利用する人等が安心して外出できるよう、段差の解消等ユニバーサルデザインの推進や移動支援サービスを充実させることが求められます。

アンケート調査では、地域共生社会の実現に向けて今後力を入れていくべき取組として、「地域の活動の場や生活の場にアクセスするための交通の利便性向上や移動支援」が3番目に多く、市域が広い本市の特性を踏まえたまちの基盤づくりが求められます。

また、自分に必要な「福祉サービス情報」を十分入手できていると回答した割合は、1割未満となっています。そのため、地域福祉活動や多様化・複雑化する福祉サービスの情報については、引き続き広報紙やホームページによる広報・啓発活動を進めるとともに、高齢者等の情報が届きづらい層への対応やわかりやすい情報の提供が必要です。



施策と方向性

(1) 生活に必要な移動支援

移動が困難な人が安心して買い物、通院や社会参加のために外出することができるよう、多様な移動手段の充実を図ります。

また、外出支援の充実だけでなく、他にどのような買い物支援や社会参加支援があるか検討を行います。

(2) ユニバーサルデザイン化の推進

誰もが安心して街中を移動できるよう、官民の施設や道路について、利便性・安全性向上のためにユニバーサルデザインを推進します。

(3) 情報提供の充実

子育て世代、高齢者や障がい者等、情報を必要とする対象者層を意識した上で、それぞれの立場の市民が入手しやすい手段による情報提供を行います。



具体的な取組

(1) 生活に必要な移動支援

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	高齢者・障がい者等への外出支援	身体的理由及び経済的理由により公共交通機関の利用が困難な高齢者のみの世帯や、障がい者を対象とした移動支援を実施します。また、地域の互助・共助による移動支援の取組を支援します。	高齢福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会
2	公共交通の確保	利便性の高い路線バスや市営バス等の運行に努めるとともに、地域が主体となって実施する地域内交通の支援に取り組みます。また、鉄道事業者への支援を行い、移動手段の確保を図ります。	都市計画課

市民に期待すること

- 各自が出かける際に近所の人に声をかけ、必要に応じて買い物等の手伝いをするよう心がけます。
- 地域で外出困難な人がいる場合は、地域のお店で配達サービスを行うなどを検討します。
- にっこう福祉のまちづくり推進委員会や地区社会福祉協議会、ボランティア団体の活動に協力し、自分たちができる話を話し合い、移動支援に関する新たな取組を実践します。

(2) ユニバーサルデザイン化の推進

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	まちのユニバーサルデザイン化	誰もが安心して街中へ外出し安全に歩行できるよう、公共性の高い施設や道路環境について、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組みます。	都市計画課 維持管理課
2	交通におけるユニバーサルデザイン化	路線バスにおけるノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーを導入する事業者等へ費用の一部を補助し、誰もが気軽に移動することができる公共交通利用環境を整備します。	都市計画課

市民に期待すること

- 各自分が点字ブロックに駐輪したり、路上や障がい者等専用駐車場に駐車したりしないよう心がけます。
- 自治会やボランティア団体で、障がい者や高齢者等に危険か所やバリアフリー化された商店等の情報を伝える取組をします。

(3) 情報提供の充実

市・社会福祉協議会の取組

番号	取組名	取組内容	担当
1	様々な媒体による情報提供	地域での情報発信・共有化を推進するとともに、市及び社会福祉協議会の広報誌や窓口での案内をはじめ、パンフレット、SNS、インターネット等の様々な媒体を通して、地域福祉活動や各種福祉保健サービス、制度等の情報を丁寧に周知します。	健康福祉部 秘書広報課 社会福祉協議会
2	身近な情報の発信	高齢者・障がい者等の見やすさ、読みやすさに配慮したアクセシビリティの高いホームページ運営や声の広報、点字広報等の障がい者にも配慮した情報媒体等、多様な媒体を用いて様々な世代が受け取ることのできる情報発信を行います。	高齢福祉課 社会福祉課 秘書広報課 社会福祉協議会

市民に期待すること

- 各自が広報にここう等に目を通すなど、福祉サービスに関する情報を積極的に得るよう心がけます。
- 市や団体からの情報を、周囲の人や情報が行き渡りにくい人にも伝え、地域の中で情報を共有します。
- 市や社会福祉協議会が提供する情報媒体を活用し、積極的に自分たちの活動を情報発信します。



重点取組

取組	現状	目標	担当
地域の状況に合わせた気軽な移動支援の充実	地域の実情や市民の要望を把握し、移動支援のあり方を検討する	地域の実情にあった、移動支援の取組を支援する	社会福祉協議会
情報提供の充実	高齢者や障がい者等、それぞれの立場の市民が情報を入手できるよう、アクセシビリティを高めた情報発信を広報紙やホームページで行っている	広報紙やホームページ等に加えて、SNS等の多様な媒体を用いた、アクセシビリティに配慮した情報発信を行う	健康福祉部 秘書広報課

第6章 重層的支援体制整備事業実施計画

第1節 実施事業

重層的支援体制整備事業は、次に掲げる5つの事業を一体的に実施するものです。

事業名	根拠規定
(1) 包括的相談支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第1号
(2) 参加支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第2号
(3) 地域づくり事業	社会福祉法第106条の4第2項第3号
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	社会福祉法第106条の4第2項第4号
(5) 多機関協働事業	社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号

重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するための基本方針として、第4期日光市地域福祉計画・地域福祉活動計画第3章第3節（基本目標と重層的支援の全体像）のとおり、地域福祉計画と重層的支援体制整備事業を一体的に取り組んでいきます。

また、重層的支援体制整備事業に携わるすべての職員・関係機関の意識の統一を図るためのグランドルールを策定しました。グランドルールを設定することで、誰もが住民の相談を受け止め、課題解決に向けそれぞれの立場で取り組んでいくことを目指します。



日光市 重層的支援体制整備事業 グランドルール
<日光市 重層的な支援体制 心得 5か条>

①に こにこ笑顔で受け止めよう
住民からの相談はいかなる内容であっても
笑顔で住民の不安を受け止めること

②つ なぎ合おう
各機関や所属が協力し合って相談やさまざまな課題に向き合うために
相互に繋があって常に連携を意識すること

③こ まりごとは抱えず話し合おう
団りごとは抱え込まず、打ち合わせる、会議を開催するなど、
課題解決を行う意識で話し合うこと

④う まく活用 ヒト・モノ・カネ
既存の資源や人材、制度や補助金など、さまざまなセクションにある
資源をミックス・コーディネートして、より便利に活用する視点を持つこと

⑤し っかり寄り添い、伴走して支援しよう
単なる相談支援にどまらず、利用者自身の自己実現ができるよう、
っかり寄り添い、伴走する意識で支援を行うこと

第2節 各実施事業の概要と提供体制

1)包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号)

包括的相談支援事業は、高齢・障がい・子育て・生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、『属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める』、『支援機関のネットワークで対応する』、『複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ』を行います。包括的に相談を受け止めるためには、「『誰』が困っているか」よりも「『なに』に困っているのか」に重点を置きながら相談支援を図ります。

実施事業	分野	相談支援機関名	所管課 (運営形態)
地域包括支援センターの運営	高齢	地域包括支援センター（基幹型） 今市東地域包括支援センター 今市南地域包括支援センター 今市北地域包括支援センター 今市西地域包括支援センター 日光・足尾地域包括支援センター 藤原・栗山地域包括支援センター	高齢福祉課 (直営・委託)
障害者相談支援事業	障がい	障がい者相談支援センター 障がい者基幹相談支援センター	社会福祉課 (委託)
利用者支援事業	こども	保育課 こども家庭センター（児童福祉） こども家庭センター（母子保健）	保育課 (直営) 子ども家庭支援課 (一部委託) 健康課 (直営)
自立相談支援事業	生活困窮	生活相談支援センター	社会福祉課 (委託)
女性支援事業※1 ひとり親支援事業※1	女性 ひとり親	子ども家庭支援課	子ども家庭支援課

※1 重層的支援体制整備事業の対象ではないが、包括的相談体制事業と一体的に実施する分野

2) 参加支援事業(法第106条の4第2項第2号)

参加支援事業は、既存の各制度における参加支援機能では対応できない人に対し、新たな社会資源の開発や支援メニューのマッチングを行います。

実施事業名	実施機関名	所管課	運営形態
地域社会との つながりづくり支援事業	日光市社会福祉協議会	社会福祉課	委託
就労準備支援事業※2	生活相談支援センター	社会福祉課	委託
ひきこもり対策推進事業※2	ひきこもり相談センター「かがやき」	社会福祉課	委託
健康増進事業※2	健康課	健康課	直営

※2 既存制度における参加支援機能

3)地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号)

地域づくり事業は、高齢・障がい・子育て・生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、地域における資源の開発を行うとともに、地域における「人と人」「人と居場所」等をつなぎ合わせます。

実施事業	分野	実施体制
地域介護予防活動支援事業	高齢	<p>【支援機関】 高齢福祉課</p> <p>【所管課（運営形態）】 高齢福祉課（直営）</p>
生活支援体制整備事業	高齢	<p>【支援機関】 第1層生活支援コーディネーター 第2層生活支援コーディネーター</p> <p>【所管課（運営形態）】 高齢福祉課（委託）</p>
地域活動支援センター事業	障がい	<p>【支援機関】 地域活動支援センター「ふらっと」</p> <p>【所管課（運営形態）】 社会福祉課（委託）</p>
地域子育て支援拠点事業	こども	<p>【支援機関】 地域子育て支援センター「ぽかぽか」 日光親子ふれあいひろば 鬼怒川親子ふれあいひろば</p> <p>【所管課（運営形態）】 保育課（一部委託）</p>
生活困窮者等のための地域づくり事業	生活困窮	<p>【支援機関】 日光市社会福祉協議会</p> <p>【所管課（運営形態）】 社会福祉課（委託）</p>

4)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号)

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、既存の各制度におけるアウトリーチ機能では対応できない複合的な課題を抱え、自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人等に対し、支援関係機関等とのつながりづくりを行います。

実施事業名 (実施機関)	所管課	運営形態
地域社会とのつながりづくり支援事業 (日光市社会福祉協議会)	社会福祉課	委託
総合相談事業※3 (地域包括支援センター)	高齢福祉課	委託
家庭児童相談事業※3 (家庭児童相談室)	子ども家庭支援課	直営 (一部委託)
生活困窮者自立支援事業※3 (日光市生活相談支援センター)	社会福祉課	委託
健康増進事業※3 (健康課)	健康課	直営

※3 既存制度におけるアウトリーチ機能

5)多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号及び第6号)

多機関協働事業は、既存の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題の調整を行い、支援機関の役割分担、支援の方向性の整理等を行います。また、重層的支援体制整備事業を円滑に推進し、日光市における包括的支援体制の推進を図ります。

日光市における多機関協働事業は「エリアマネージャー（制度上の名称：相談支援包括化推進員）」を各支援機関（分野）に配置し、包括的支援体制の推進の中核を担います。また、エリアマネージャーは所掌する業務別に以下の種別に分けます。

【エリアマネージャーの役割】

種別	主な役割
統括 エリアマネージャー	包括的支援体制の推進（市域）
主任 エリアマネージャー	包括的支援体制の推進（圏域） 部門間の調整
担当 エリアマネージャー	包括的支援体制の推進（個別支援） 各支援機関のスーパーバイザー

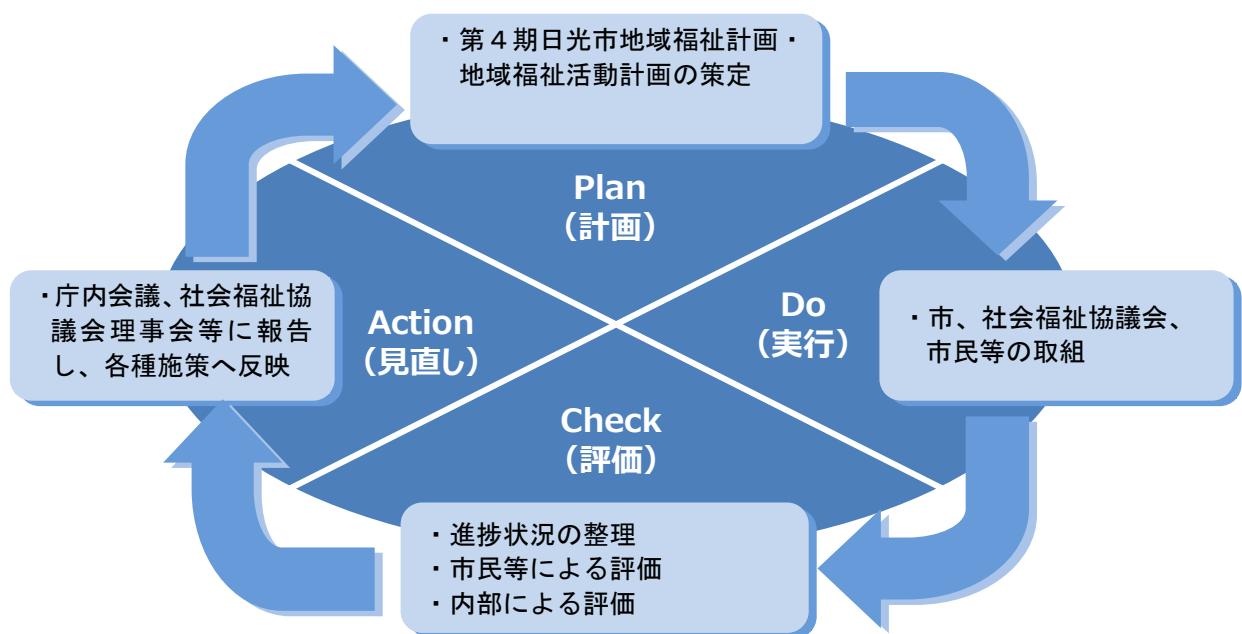
【エリアマネージャーの配置先】

分野	所管課	種別
地域共生社会	社会福祉課 地域共生係	統括
		主任
		担当
高齢	高齢福祉課 地域包括支援センター	主任
		担当
障がい	社会福祉課 障がい福祉係	主任
		担当
こども	子ども家庭支援課 家庭児童相談室	主任
		担当
生活困窮	社会福祉課 生活保護係	主任
		担当
ひとり親 女性	子ども家庭支援課 子ども家庭係	主任
		担当
地域保健	健康課 保健指導班	主任
		担当

第3節 推進・事業評価・見直し

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、第4期日光市地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に取り組んでいくため、第5章基本目標による推進及びP D C Aサイクルを活用した事業評価と見直し（第4章第3節（計画の進行管理））を行います。

■■ P D C Aサイクルイメージ（再掲）



第7章 各地区の地域福祉活動計画

今後挿入

資料（最終版で添付予定）

1. 計画の策定経過
2. 日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
3. 日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
4. 日光市地域福祉計画策定市民会議設置要綱及びにっこう福祉の
まちづくり推進委員会設置要綱
5. SDGsの17の目標